

平成 27 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第12回定例会 12月 8 日 開 会
12月14日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 27 年 12 月 11 日（金曜日）

第 12 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成27年12月11日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町長	最知	明広 君

会 計 管 理 者	芳 賀 俊 幸 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
管 財 課 長	仲 村 孝 二 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	佐 久 間 三 津 也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 港 ・ 漁 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	阿 部 明 広 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小 原 田 満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	及 川 庄 弥 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐 々 木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 勝 美 君
総 務 課 主 幹 兼 財 政 係 長	佐 々 木 一 之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 修 一 君
生 涯 学 習 課 長	菅 原 義 明 君
監査委員部局	
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	三 浦 清 隆 君
農業委員会部局	

事務局職員出席者

事務局 長

佐藤 孝志

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

佐藤 辰重

議事日程 第4号

平成27年12月11日(金曜日)

午前10時00分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第149号 南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第150号 南三陸町町民バス条例を廃止する条例制定について
- 第4 議案第151号 南三陸町復興交付金基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第152号 南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第153号 南三陸町被災市街地復興土地区画整理事業基金条例制定について
- 第7 議案第154号 南三陸町立認定こども園条例制定について
- 第8 議案第172号 平成27年度南三陸町一般会計補正予算(第5号)
- 第9 議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第10 議案第156号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第11 議案第157号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第12 議案第158号 工事請負変更契約の締結について
- 第13 議案第159号 業務委託変更契約の締結について
- 第14 議案第160号 財産の取得について
- 第15 議案第161号 財産の取得について
- 第16 議案第162号 財産の取得について
- 第17 議案第163号 財産の取得について
- 第18 議案第164号 災害公営住宅整備に係る業務施行に関する変更協定の締結について

- 第 1 9 議案第 1 6 5 号 普通財産の貸し付けについて
- 第 2 0 議案第 1 6 6 号 字の区域の変更について
- 第 2 1 議案第 1 6 7 号 町有林樹木の売り払いについて
- 第 2 2 議案第 1 6 8 号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
- 第 2 3 議案第 1 6 9 号 南三陸町と宮城県との間の行政不服審査法第 8 1 条第 1 項に規定
する機関の事務の委託に関する協議について
- 第 2 4 議案第 1 7 0 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第 2 5 議案第 1 7 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

きょうは月命日に当たります。震災から4年と9カ月になりました。復興がますます加速いたしますよう皆さんにはよろしくご尽力をくださいますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

震災復興企画調整監兼地方創生・官民連携推進室長が欠席をいたしております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において11番菅原辰雄君、12番西條栄福君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第149号 南三陸町立保育所条令の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第149号南三陸町立保育所条令の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第149号南三陸町立保育所条令の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、戸倉地区に整備中の戸倉保育所について町立保育所として追加したいため、南三陸町立保育所条令の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） おはようございます。

それでは、議案第149号南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

議案書13ページの改正文、それから議案関係資料は24ページの新旧対照表をごらん願いたいと思います。

本案につきましては、東日本大震災により被災した戸倉保育所を再開するに当たりまして、保育所の名称を南三陸町立戸倉保育所と、位置につきましては南三陸町戸倉字宇津野87番地1と定めるものであり、施工期日につきましては28年4月1日とするものでございます。なお、現在戸倉保育所の建設につきましては、先月末現在の進捗率が80%ということで竣工予定は年明け1月末となっております。

以上、細部説明といたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第149号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第150号 南三陸町町民バス条例を廃止する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第150号南三陸町町民バス条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第150号南三陸町町民バス条例を廃止する

条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、震災前に運行しておりました町民バスを廃止したいため、南三陸町町民バス条例を廃止するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、議案関係参考資料の25ページをお開きいただきたいと思っております。

初めに、バスの運行体制の経過を振り返ってみますと、震災前は宮城交通が走っておりました。それが撤退後に町が主体となって運行をしております。当然運賃など所要の項目を条例に盛り込んでまいりました。現在は震災のため条例による運行を一時的に休止し、災害臨時バスの要綱で走らせてございます。無料ということで、道路運送法の適用外であくまでこれは非常手段だということでございます。

2つ目、それではバス事業の体制はこれからどうなるのかというところでございますが、これが今回の条例廃止の要点になります。当然、今後も走らせるということになりますけれども、資料に記載のように大きく5つのポイントのようなコンセプトに沿ってバスを運行してまいります。

1つは、来年4月から有料化をする。2つ目、現在の運行路線、ダイヤ、停留所などは今までどおりであります。3つ目、運行は民間の事業者が行います。4つ目、ただしバス事業全体の骨格に係るもの、例えば路線の確保とか維持、それから運行の内容などは町の責任で行う。最後は、運賃収入の不足分、これは町が負担をする。大きく5つの内容でございます。

一番下部に5行ほど理由を書いておりますので、読み上げたいと思います。震災後4年半が経過し、民間が主体のバス運行体制が可能となりました。本町においては、官民がそれぞれの立場を最大限に生かし連携を図りながら交通事業を町の1つの産業として自立させ、これからの公共交通を担う柱としたい。したがって、震災以前の町が主体となってバスを運行する必要性がなくなったことから今回条例を廃止するというようなことでございます。官民連携により利便性の高く、そしてコストを抑え、継続的なバスの運行に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） おはようございます。小野寺です。

バスに限らず交通機関に対して、いわゆる精神障害者に対する補助制度がないという状況でありまして、同じ障害者でありながら精神障害者が対象になっていないというのが問題になっていて、北海道などでは一部実施されているようですけれども、ほかの障害者と同じような補助事業がやれないかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） そういった障害者の方については、別途のぞみ福祉作業とかそういう個別の送迎用の車両、目的に沿った車両は現在運行されていると思います。一般の町民バスをその障害者が利用される部分については、議員お話のとおりないという状況でございますので、そこも含めてその有料化に対してどういう対応ができるのか考えてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番及川です。

ただいま同僚議員からも障害者への交通機関の利用するときの配慮ということでご提案がありましたけれども、まさに今隣町気仙沼市さんなんかはタクシー、公共機関を使った場合半額の補助がありますけれども、やはりのぞみの人たちとかほかの作業所に通う人たちは送迎がありますけれども、一般の3障害の手帳保持者の人たち、手帳を掲示して1年間なら1年間半額というようなやり方はいろいろあると思うんです、さまざま、その乗る時々半額になるとか、何か町の半額制度の券を持って乗るとかいろいろあると思いますので、ぜひその辺も考慮してこれから4月に向けてやっていただきたいと思います。

それから、もう1点なんですけれども、今までの運行経路に基づいてやるというお話のようなんですけれども、再三同僚議員がそのデマンドなどを、入谷方面のことをお話していますけれども、その辺見直し、今のそのままの現行でやるというのではなくて、そういうような路線の町民から聞いて不便なところは解消していく、そういうふうな見直しというものをしているものかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 運賃の減免につきましては、現行の町その制度の中でも一定程度はうたっていますので、それを民間事業者がやれる体制になったときにできるだけ引き継げるように、そこは考えてまいります。

それからルートの見直しでございますが、菅原辰雄議員から始まって今回一般質問で数名バ

ス関係が出ました。当然、ここ数年間はまずその国道、県道が工事はっきりしないということになりますので、現在の運行路線、この間も申し上げましたが相当きめ細かいところまで走っているつもりでございますので、今後BRTを核としたその町民バスとのアクセスというふうにシフトしてまいりますので、今よりもさらに細かくという部分は当然有料化になりますとそれが利用者のそのサービスの対価負担にはね返ってまいりますので、そこも含めながらルートについては慎重に考えてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明では、細かくというような説明なんですけれども、やるほうは細かくと思っているんでしょうけれども、やはり同僚議員から直接町民の声が入っていると思うんです。そうした場合、どっちが細かくって私はそういうことを議論するわけではないんですけれども、町民の声を少しでも反映させるために、もう少し回らなきゃいけないところが計画路線として見直してもらいたいという、町民の声があるから同僚議員も言っていると思うんです。その辺、自分たちは今までどおり細かくやっているんだという思いがそれぞれにあると、まとまっていかないのかなって気がしますので、もう一度そこを4月からまだ時間があると思いますので、ちょこっと踏み込んでもうちょっと伸ばしてというようなそういう気持ちになっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 繰り返しになりますが、現行のバスのルートも相当細かくといたしますか、路線数を多くとっているつもりでございます。1つの例を挙げますと、例えばその平成の森を出まして名足方面に行って、馬場中山方向に1回下がりますして、そこでUターンをして同じ道をもう一度戻って、今度石浜方面に行っているという。一筆書きと言えばそうなんですけれども、できるだけUターンをしながらでも行けるところまでは行きましょうというような路線が町内に幾つかございますので、そういった部分も一定程度考慮しながら走っているつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） バスですね、上程されている案件としてはそのバス条例廃止ということなんですけれども、廃止に伴って新しい体制に移行するということですから、新しい体制がどうなのかということも確認する必要があるのかなと思います。一般質問等で私も町民の足はどうするんだという話をいろいろさせていただきましたけれども、今回ではなくて半年前になるのかなと思うんですけれども、一番大きい変更点としては震災前に町が運行主体だ

ったものが今回条例廃止することで民間に移行するということだと思います。参考資料を参考にしながら質問をさせていただきたいんですけども、バス事業の骨格である路線の確保、維持、運行内容などは町が責任を持って行うという。運行主体は民間にお任せしますが、でも、大事なところは町が考えますということですね。この責任がどこまで及ぶのかということや、それをどのように決めていくのか、今後新しく条例を制定するのか、運行会社さんとの話し合いを今後続けていきながら4月に向けて調整していくんだと思いますけれども、明確にしなければいけないと思うんです。そこをどのように決めていく手順になっているのか。それでそこにやっぱり町民の思い、意見、利便性を取り入れる手段というのはどのようなものが確保されているのかということが疑問なので、そこをお聞きしたいということが1点です。

その後、やっぱりお金の、財源の問題というのが出てくると思います。現行の臨時バスではこれ以上の補助、援助が見込めないで運賃を、利用料を取ることによって今までのものとは、運行形態とは性格を異にすることで今後の補助金であるとか支援を受けていくんだということが1つ大きな要因だろうと思うんですけども。有料化にすることによって補助が出るということはいろいろご説明いただいていますけれども、その額であるとか、一番重要なのはその見通しだと思います。今後とも運行していく、安定的に持続可能なその公共交通を続けていくためにその支援というのがどのぐらい先まで見込めるのかということや、現時点での見通しをお伺いしたい。

それから、運行主体交通事業者にお任せするけれども運賃収入だけで全ての路線を運行するのは不可能なので、足りない部分は町が負担を担いますよということが基本的な方針としてうたってあるんですけども、であれば町がやったらどうなんですかという根本的な疑問が湧いてまいります。その辺なぜ民間に移行する必要があるのかということをご説明いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、新しい体制につきましてどうなのかと。現在、民間に町にかわってバス事業を、バスを走らせていただいけませんでしょうかということやずっと協議を続けさせてまいりました。先ほども資料で申し上げましたが、もともと宮城交通が民間事業として走っていた。当時、志津川も歌津も人口がいっぱいだったので、それは個人の交通事業として成り立っていたこともあるんでしょうけれども、時代とともに民間の事業がなくなってしまったということが1つの要因で。（「マイクもっと寄って」の声あり）震災後に地元の事業者さんで免許を取ってバス事業をやろうかなと、やってみたいと、そういう検討をしてい

る業者さんがぼつぼつ出てまいりまして、既存の免許を持っている事業者さんと含めてずっと協議をしてきました。それでこのほどそれが何とか実現できそうだと。新たにその免許を取るためには、陸運局などと協議をしながらさまざまな資格要件を取らなきゃいけないということで、まだはっきりはそこまでは行っていないんですけども、もうすぐそういうめどが立つというところで、この町内でも民間事業でバスができる体制がまずできたというところでございます。

それから、責任の範囲といいますか、大事なところは町がもちろん持つんですけども、基本的には安全にお客様を目的地まで運ぶということだと思いますので、停留所とか、そのバスの運行ルートとか、骨格的なもの大枠は町がもちろん責任を持ってやるんですけども、その町が用意したところで安全にお客様を運ぶという部分については民間事業者の責任にしましょうというようなことで、これからの契約書の中に細かいところをうたっていくということになると思います。

それから、町民の声を新しい民間事業にどのように反映させていくのかというところがございますが、やはりバスでございますので、先ほども申し上げましたようにまず安全、それからサービスと利便性をどのように確保するかということは、むしろ町が直営で走らせるよりもバス事業者、自動車事業者のプロでございますので、そちらのほうのサービスについてしっかりと対応をしていただけるものと思っております。

それから、お金の部分でございますが、どこまで国などの支援が続くのかというところがございますけれども、今町内を走っているバスと町外を走っている2系統になっております。登米市の町外に行っているものについては、復興交付金を使わせていただいておりますので平成32年まで、単純に言えばあと5年間は復興交付金を当てにできるというふうに思っておりますが、一方ではこれから仮設住宅の集約なども出てまいりますので、いつまでもいつまでも登米市にずっとたくさんの方がいるということではないと思いますので、そういった時系列で考えていきたいという。

それから、町内を走るバスにつきましては国の補助事業でございます。国の補助は今年度でまず終わりますよということは、もう前々から言われております。ただ、町が今度有料化するということで、すぐにすんと全額切られるということはなかなか大変なので、そこはこれから国と少し協議をしながらかすかな抵抗をしてみたいとは思っておりますが、まずは国の補助については今年度でと。それから、登米市の市外バスについてはまだ大丈夫だということでご認識いただきたいと思います。

それから、なぜ民間にですかということなんですが、やはり町内にはタクシー会社も含めて民間の交通事業者がたくさんございますので、南三陸は少ないんですけれども、本来民間の事業者がその地域交通を支えていくというのが理想の形であります。したがって、今回も町の相当の負担金補助が伴うんですけれども、民間でやれるものは民間でという理想の形に近づいてまいりましたので行政も一定程度後押しをしたいということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 民営といいますか、その民間の事業者さんにお任せするそのメリットは、住民にとっての、利用者にとってのサービスが向上する。かゆいところに手が届くようなサービスになるということが1つ大きいところだろうと思うんです。それと、財政的なその公金で運営していることのそのかせが外れますので、より利用しやすいような料金設定になったりということもあるだろうと思うんですけれども、今回の場合その2つともそうなるかどうかという担保というか、確証がちょっとなかなか得られない部分があるんじゃないかなと思うんです。特にそのサービスの点については、いろいろこういうふうにしてほしいというようなこと、今のお話ですと運行形態や運賃やその路線などは町が決めるんだと、責任持ってやるんだと。ただ安全に運行するという、お客様を無事に目的まで運ぶということに関しては事業者さんの責任でやってもらうんだということのようではございますけれども。もちろんプロですから安全に運行する、輸送するという点に関してはお任せしたほうがいいんだろうと思いますけれども、不便だと、もっとこういうふうに変わったらいいのにといい場合に、誰にそれを言ったらいいのかということがかえって不明瞭になるという可能性があるんじゃないかなと思うんです。現実にはいろいろな公共交通に関してはそういったことが出てきています。それで役場行政に提言すれば、それは事業者さんに任せているからと。事業者さんにこういうふうにしてほしいんだと言えば、骨格の部分は町が決めると言っていますから我々ではどうしようもないということが目に見えるような気がするんです。そこをはっきりと明文化するんだという確証が得られないと、この条例を廃止するというのにも抵抗する必要があるのかなというふうに思いますので、そこを今後検討していきますというお話よりも具体的にそこは手だてを講じて、そういった責任のなすりつけ合いが起こらないように、現時点ではっきりとお答えいただく必要があると思いますので、担当なのか町長なのかわかりませんが、はっきりとその辺を明確に言葉にさせていただきたいなと思います。

運賃に関してなんですけれども、今までは災害臨時バスというのは町民でしたら無料で乗れましたけれども、今後は有料化していくという。有料化することそのものに、それだけに反

対するものではありませんけれども、運賃の体系とかそういったものが町民の理解を得られるかどうかということは確認しておきたい。それで参考資料を見ますと、次のページですか26ページにはゾーン制運賃でしょうか、というものを基本とするという文言があります。この辺説明があるのかなと思ったんですけれども特にありませんでしたので、4地区及び町外ゾーン制運賃というものが一体どういうものなのか、簡単に結構ですのでご説明いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 民間に事業を移行するという部分で、その効果を最大限に発揮できるように、それは町としても連携しながらやってまいります。例えば、1台のバスを走っていて、その日どうしても例えば大雪が降ってお客さんが多いというときに、日ごろの人数よりも乗り切れないというときには、逆にその1台後からタクシーを回すとかというフレキシブルな対応なども民間さんだとできるのかなというようなこともあります。いずれ4月から町が骨格を担う、そして運行は業者がと言いましても、当分の間は町が主体的にそこは町民の声を聞いたり何だりということも含めて全体的にスムーズな出足になるように、町が支えなければいけないだろうということは認識してございます。例えば、そのバスの中にアンケート用紙などを置いて、日々利用者の声を拾い上げるとかそういった工夫なども少しずつできるのではないかと考えております。

それから、運賃の有料化に伴いまして、その体系ゾーン制というお話でございました。説明不足で大変申しわけございませんが、基本的には歌津、志津川、戸倉、入谷と大きく4つのエリアといいますか、ゾーンといいますか、そのエリア内に、説明の都合上切りのいい数字で申し上げさせていただきますが、1つのエリアを100円とした場合に歌津から志津川に来る場合には、歌津のエリアで100円、志津川にまたぐのにもう100円、200円かかる。歌津から戸倉に行くときに、歌津、志津川、戸倉と3つのエリアをまたぐということから、では300円というような、これは単純に説明の都合上切りのいい数字を申し上げさせていただきましたが、そういう考え方で検討をしてございます。それと今利用されている7万人ぐらいの方々を、これからもお乗りになるという想定でどれぐらいの運賃収入になるのか、そして民間の努力でどれぐらいのコスト削減にできるのかというような細かいことを積み上げながら最終的にゾーン制の運賃を幾らにしようかというところを探っていきたいという、こういうところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その民間というのは連携ということ、きょう室長お休みですけれども、現場のその対応力ですよね。何か不測の事態が起こったりとかした場合に、民間の事業者さんのほうが柔軟に対応できるということに期待したいという趣旨のご発言だと思います。ですので、町としてやれることというのはそこの手綱を握るというよりも自由に、逆に事業者さんにお任せするという、要は責任は我々がとるので事業主体の皆さんはその事業をやりたいようにやってくださいというふうに言わないと、その現場の対応力というのは発揮できないと思いますので、その方向で進むということで間違いないのか最後確認したいと思います。

ゾーン制運賃なんですけれども、今のお話ですと旧町時代といいますか、志津川、歌津、入谷、戸倉というような4つの区分と町外ということで区分するというこのようなんですけれども、1つ提案といいますか今後の検討をしていただきたいなと思うのは、新しく志津川の東地区の東団地に病院ができました。役場もできる予定です。当然そこに用事のある方というのは非常に町内で多いと思うんです。そこに行くのに、今のご説明ですと志津川地区にお住まいの方はワンコイン、100円、料金は別ですけれどもその同じゾーン内なので100円で行けるという。それでほかの地区の方は200円かかるということになりますよね。もちろんその距離に比例してその運賃が上がるというのは一定程度仕方ないところなんですけれども、町民の利便性ということを考えれば、例えばその地区は何ていうか別ゾーンといいますか、どこから来ても100円で行けるような特別な料金形態にしたほうが町民の希望はかなうんじゃないかなと思います。そういった検討を今後していくおつもりがあるかどうか、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） バスに乗る距離によってそれなりの運賃、対価の負担がかかるという基本は、ここは崩せないと思いますので、遠くから来る場合にはその分料金が余計かかるということベースにこれから考えてまいりたいと思います。

それから、民間の柔軟な体制という、ここは議員お話のとおりであります。まさにその民間にする理由につきましては、自由奔放という何から何までということではございませんけれども、民間にお願いをするメリットというのは存分に発揮させていただきたいと、このように思っております。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） おはようございます。私も何点か伺いたいと思います。一般質問をさせていただいた関係上、何点かに絞らせていただきますけれども。

今、1番目に聞きたいのは4月からの料金、前議員も聞いていましたが、私は具体的に幾らぐ

らいになるのかということで試算しているのか、まず1点伺いたいと思います。初乗り幾ら、例えば先ほどの例ですと100円、震災前もたしか100円とかそういった形だったと思うんですけども、実際来年4月からの料金の具体のこの金額を伺いたいと思います。

あと2点目は、参考資料にあるように運賃収入での不足する運行経費は、町が事業者に対して負担するということですが、このシステムですと利用者の方たちが使えば使うほどこの負担分がふえるのか、それとも負担分が軽減するのか、そこのところを伺いたいと思います。

あと3点目なんですけれども、現在12路線ということで4月からもやるということなんですけれども、私先日質問したように路線の見直しを近い将来するというので、多分まち開きがなされてJRの駅が多分移るんでしょうけれども、そういった時点で多分見直しというかそれと同時に見直されるんだと思うんですが、そういった際に12路線から大体どういった、幾ら路線ぐらまで減る可能性があるのか現時点でわかる時点で伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今想定しているバス代幾らぐらいなのかということにつきましては、現在最終の詰めというところがございますので、ただ地元の新聞社のほうにワンコイン500円なんていう記事が載ってございましたが、1つの検討材料として理解を得られやすい金額として500円ぐらいなんだろうなというところから、あと細かいところは今詰めているというところでは。

それから、町の負担額についてなんですけれども、恐らく数千万にはなると思うんですが、ただ町民の皆さんにたくさん乗ってもらえればそれだけ運賃収入がふえますので、ふえた分だけ町の持ち出しが少なくなるかと言えばそうでもないと思うんです。逆に運行事業者の民間のサービスがよいために乗りやすいとか、そういう効果でお客さんがふえた企業の努力による部分については、そのまま企業さんがしっかりと次の経営に生かせるようにお使いいただくということも1つの考え方なのかなとは思っておりますので、そこが何て言うんでしょう収入がうんとふえたから町の持ち出しが来年減らすとかという単純な考え方ではないのかなと、そこは少し中身を見たいと思います。

それから、今の路線をどれくらい減らすのかということについても引き続き検討してまいります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長の答弁でちょっと聞き取れなかったんですけども、ワンコイン

のコインは500円って聞こえたような気がするんですけども、その確認をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 検討の始まりとして500円ぐらいをベースにみんなで考えているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） じゃあ私の聞き間違いじゃなく、そういった金額だということなんですけれども、そうすると震災前の金額から大分高くなるような気がするんですけども、現時点でのもう少し今後4月までの間に、何らかの努力というか方策を練ってもっと安くする必要もあるんじゃないかと、今現時点でのその金額を聞いた時点なんですけれども。

あと、運賃収入の不足分ということなんですけれども、それはある程度基礎的なこの負担分というのは見ていると思うんですが、それについて以前の負担分と4月からのこの負担分の推移というんですか、その試算をどのようにしているのかももう一度伺いたいと思います。

あと路線については、早い時点で当然でしょうけれども今後検討していく必要があると思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 500円ぐらいというのは、高くてもそれぐらいなんだろうと。歌津から寺浜まで乗っても、何ぼ高くても500円ぐらいというところから検討しましょうというところでございますので、1区間500円とかということではございません。そこはちょっと私の説明があれでした。

それから、4月からの推移でございますが、これも今いろいろなシミュレーション立てております。要は国の補助金が本当にすぱっと来年ゼロに切られたらどうなのかというところと、それから少しでも補助がまた続くというような場合でも全く違ってまいります。ただ、毎年毎年、ことし100円だと来年国の補助が切れたから150円にするとかって頻繁に料金を改定するというのも、これもまたわかりにくいということになりますので、そこは少し1回決めたらしばらく料金を変えることのないようにしたいというようなことも含めて考えているところであります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今いろいろお話を聞いていますと、親方日の丸でやると赤字で、民間がやると黒字になるのかというような今までの理もあつたようではありますが、そんなような考

え方も含んでいるのかなと思いついていたんですが、その中で、行政のその責務として経路の確保とか云々であるんですが、この辺の検討するというようなことがうたっているんですが、その実証期間5年、5年をしてその検討をするのかなというように解釈しているんですが、ただその実証期間1年で見えてくるもの、あるいは2年で見えてくるもの、5年かかっても改正する部分が見えないものがあると思うんです。それで、その見えてきた部分改正しなきゃならない部分、見えた部分を5年の実証期間だからといってその5年改良、改正するのかしないのか、見えてきた時点でその改正していくのか、その辺あたりどのように考えておりますか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 実証でございますので、あくまでテスト運行ということだと思います。停留所とかそういう大きなものにつきましては、やはりおおむね5年ぐらいはその基盤整備が整うまでは必要な時間なんだろうから、そこについては最後6年目当たりでしっかりとやるという。ただし細かい部分、バスのその例えば、料金を払うのに現金で払うのか、あるいは回数券で払うのか、あるいはこれは現実的にどうなのか今鉄道だとスイカとかICカードとかさまざまなやつがあるんでしょうけれども、そういうお金の授受も簡単にできるような方法などもこの5年間の間でいろいろやってみて、そのことによっておつりの面倒くささがないから町民バスに乗りやすくなったとか、そういうことはその5年以内でもどんどん取り入れていけるのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 優先的に考えなきゃいけないのは町民サービスでありますので、改良しなきゃいけない部分を長く延ばしておくということは町民に負担がかかることでもありますので、見えてきた部分から改良できるものは順次改良してサービス向上に向けるべきだと思います。いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） おっしゃるとおり、そのとおりだと思います。そういうふうに努めてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 11番菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） いろいろ皆さん聞いてきました、その中でまだ細部決まっていらないものと思いますけれども、震災後新規事業者さんということでもありますから、私の中では従来の震災前にやっていた業者さんを念頭に置いた考えだったんですけれどもそうじゃない可能

性も出てきたわけでございます。今そんなのを含めてどの程度になっているのか。それで課長答弁の中で負担金は数千万円という表現がありました。ということは、当面28年度から1年間どれぐらいの町の負担を見ているのか。それであとはその根拠となる、例えば震災前に運行していましたよね、大体それをイメージしているんですけれども、例えば入谷循環線で行ったら経費どれぐらいかかるか、戸倉の神割まで行ったら幾らかかるか、そういう試算のほうはどれぐらいやっているのか。

それで先ほど言ったように、乗客が多くて運賃収入がふえれば町の負担が減る、私はそういう認識も持っていたんですけれども、そういうふうに収入がふえたから町の持ち出しが少なくなるわけではないということになるんで、そうするとどうなんでしょうねって私ちょっと疑念を持ったんですが、その辺の考えをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、事業者さんですが現在先ほども申し上げましたように陸運局と最後の申請手続中ということで、まだ決定ではないです、認可をもらっているわけではございませんので、ここはちょっと公としてお話は差し控えさせていただきます。

それから、お金のイメージ、運賃のイメージですが、コースごとの試算につきましては当然そこも含めて今やっております。例えば、戸倉方面の利用人数がどれぐらい、入谷方面はどれぐらい、そういったことでさっき言ったように例えば100円にしたときにこれぐらい、300円にしたらこれぐらいというようなことは複数の組み合わせでやっております。

それから、利用者がいっぱいふえることで運賃収入がふえたという部分については、何もそのことによって町の持ち出しを減らさないということではなくて、その程度にもよると思うんです。だからそこは事業者さんの仕事ぶりといいますか、その運行の努力とかそういったものも日々モニタリングをしながら考えていきたいというふうに思っております。逆にその委託料なり何なりを絞ることによってサービス低下になってしまえば、これもまた元も子もないわけでございますので、その部分はうまく調整しながら設定をするということになるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 事業者さんもまだ認可がおりていないということで、多分おりの見通しがたっているから、条件は満たしているからこういう提案をなされていると思うのでその辺はいいでしょう。細部まだこれからということで、試算もいろいろあると思うんですけれども、やっぱりその辺はいろんな角度から見ていろいろ考えていってほしいと思います。

それであると表現なんです、ゾーンと課長言いましたね。ゾーンっていうと何か縛りが出てきていて、私なんかに入谷地域に住んでいて、だって入谷地域で解決できるあれ何もないんです。警察来るだって、病院へ来るだって、役場来るだって、入谷地域のゾーンにはないんです。ですからゾーンじゃなくて、この辺はある程度の距離を目安という考えのもとに持っていけばいいのかなと、そんなふうに思います。ゾーンでって言って、例えば歌津の人が歌津から志津川通って戸倉へそれだけで300円。それは距離だから、これだったら俺は皆さん納得いくと思います。これは私だけかもしれませんが、そのゾーンということで何かやるのはちょっと検討の価値があると思うので、その辺をお願いします。

それで、まだやってみないからわからないんですけども、やっているいろんなことで改善していくこれはもちろん当然のことですけれども、やっぱりこの5年間のうちに、前者もいろいろ言っていますけれどもいろんな課題が見えてきたらその都度対応していただきたい。そして、なかなか思うようにいかないからって民間撤退はするということはないと思います。このように町のほうか裏づけがあるので、これはある意味努力してくださいって言ったって、ある意味ですよ、先ほど前者言いましたように親方日の丸的な考えも持つ可能性もありますので、やっぱりその辺は企業としての細心の努力をしていていただきたい。また、これはこの辺ではないんですけども仙台近辺だと特に夜間タクシーに乗った場合なんかは、いらっしやいませもこんばんはも行き先告げても返事もない、おりてもありがたいもない、そういうこと私も経験ありますし、そういうとき事業者さんに、これは前者ももう言っていますけれども、そういうときの対応とかいろんな面で指導とかそういう面まで含めて責任を持って対応していただきたい。そういう姿勢を改めてここで確認させていただきたいと思いかけても、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ゾーン制よりも距離制がいいのではないかと、キロ何ぼとか、もちろんそういったほうがわかりやすいというよりも何ていうんでしょう、そうですね距離が長ければ長いほど。ただ先ほども申し上げましたように、やはり一概に一気にその距離制にしてしまうと、やはりその端っこの方々は相当お値段が高くなるだろうということも、これは避けられませんので当分の間はバス事業の骨格をある程度町が支えますと言っている以上は、大きく町を4つの地区に分けて、その地区内での移動はこれぐらいというような単一性のほうがいいのかと。利用者にとってわかりやすいほうがいいだろうと、自分がいるところから戸倉に行くのには指でこう数えれば、ああこれだなという形でまずは走ってみたい

という。それから、やり始めればいろいろな課題や問題に当たると思います。もちろん今までやったことのないことでございますので、そのときに当然すみやかにとにかく対応をするという、その事に当たるということが一番大事なことだと思いますので、そこは民間事業者さんと連携を組んでやっていきたいというふうに思います。

それから、責任の部分につきましては前段お答えしたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、そのお願いする業者さん、まだ名前は公表できないけれども認可がおりればその方をお願い、その方というのか事業所というのかわかりませんが、お願いするということになっているんですね。そうしますと随意契約みたいな形で、この公募とか何かはしないんですね。その理由は何なのか。宮城バスが震災前走っていた、それで撤退したという、なぜかと、赤字だから、やれないからと。それで今回は赤字にさせない、十分に黒字にさせる、町がお金を出すという。果たしてそういうやり方でいいのかなという感じもするわけです。であれば、公募型なり何なり業者さんの選定の仕方ということは、そういうやり方でいいのかなという感じがちょっとしたものですから。

それから、その財源数千万、年間。それは復興の関係で来るのか、あるいは交付税という形で来るのか、その辺どうなっているのかなと思ひまして、その辺のところでは。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 町民バスイコール地域交通ということでございますので、地域の公共交通会議という構成の中には地元の方々に構成をされております。それでタクシー、バス、あるいはJRということで、お互いのテリトリーと言うとおかしいんですけどもそういう調整をしながら地域交通を維持していくということが今あります。それでできれば地元でできるものはやはり地元の業者さんにそこを担っていただきたいということもございまして、現実的に震災から5年近く走ってきておりますので、そういう町民の方々のいろいろな意見とニーズ、そういったものもよく把握をされているということでございますので、そういう方向が一番望ましいのかなと思っております。そもそも、やはりそのバスを持って、そしてそのドライバーを雇ってという事業というのは会社として大きな力を持っていないとなかなかそれはできないということにもなりますし、当分の間はその部分を町が補っていくという部分は現実的なバス運行として必要なことだと思っております。

財源につきましては、先ほど申し上げましたように国の交付金なり補助金なりというものは

当てにいたしますが、それ以外は単費ということにはこれはもうならざるを得ないと思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） これまでの実績、利用者大体7万人ぐらいだということで試算をしているのかなと思います。それで大体その年間単費でどれぐらい見込んでいますか。7万人で試算、多いから町からの持ち出しが多くなるとか少なくなるとかじゃないというお話ですけれども、そうなる簡単な話ですよ。交付金、あるいはその補助金が幾らぐらいで、持ち出し分が幾らぐらいで、もう既に出ているでしょうから、それこそざくっとでいいですから、大枠でわかれば。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 大体というところでよろしければですが、今町内を走っているバスを見ますと3,600万円ぐらいのコストがまずかかっています。費用としてです。それでその費用をどうやって調達していくかというところがございます。大体、バス運賃収入として3分の1ぐらいなのかなと、そういう今その見積もりを事務方ではやっております。1,000万円ぐらいバス代で収入を得て、足りない分2,500、2,600万円は公費で負担をするというそういう、本当は半々とか運賃のほうがもっと多いほうが理想なんですけれども、都市部と違ってまだまだ大変ですから、そんな感じで今イメージはしてございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 2,500、2,600万円のうちの町の持ち出しということで、国から補助がなければ丸々全部町の持ち出しということになります。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 国のほうに、あるいは県のほうにそういった補助なりあるいは交付金なりの要請はまだしていない、するの、するのっていうか、私今ここに議案として出された以上には、それだけのその公金といいますか支出する際の手当てはできているのかな、手当というか見通しがきちっとできているものなのかなということで話聞いていたんですが。じゃあ今のところ、お先真っ暗ではないけれども全然ないの。そういうものではないんじゃないですか。議案として出す以上にはある程度の計画といいますか、そういったものがないとまだわかりませんで、ただぼんと出すんですかね議案というのは。そうではないかと思えますよ。その辺どうです。そうすると2,500、2,600万円は一応国のほうに申請はするけれども、なければ全額持ち出しですよという今のお話ですよ。そういうものなんですかね。ちよっ

と納得がいきませんが。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 一応、国のバス運行に対する補助制度というのは今被災地特例ということで2,000万円あるいは3,000万円という交付金を頂戴しております。従来から基礎的な補助金というのがございます。これは500万円ぐらいだと記憶しておるんですけども、それ以外については一切自治体の負担で運行をしてきております。これはどこの市町村も同じでございますので、その基礎的な国の補助金についての500万円というのはこれはもう有料でバスを運行していれば頂戴できるものでございますので、それを除いた支出の必要額については全額町のほうで負担をするという考えで臨まなければいけないものと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。9番阿部 健君。

○9番（阿部 健君） いろいろ説明、質問聞いておるわけですけども、まず最初から課長の説明が、やりたいという型があるから、みたいなねそういうその民間の方法で町民バスを運行するんだというような説明みたいだったんですけども、その辺がどうなのか。民間でできることは民間、これはいいことなんです。しかし、民間にするから安くなるというものじゃないとか、それから負担金が幾らかかるかわからないとか、あるいは今前者が言ったようにそれが国の交付税に算入がされるかされないかもわからないとか、一体何を考えているんだと。そんな説明があるのかという。何のために町民サービスの最も重要な部分ですよ。特にこの災害後においては、私は高台それら非常に重要な一番の弱者、年寄り、そういう人たちが本当にこの町営バスで恩恵を受けているわけです。そのような中で、わけのわからないという、私から言えばわけのわからない説明だ。そう思いませんか、説明していて自分がやりたい人があるからやるとか。あのね、町で直接やれば白ナンバーって言うんですよ。それから今民間委託ということになれば、これは営業車、営業の方でなくてできないんですよ。しかもそういうような話が民間から、営業の方からあったんでしょう確かに。だからこういうようなことになってきた。聞けば、そういうことになれば前者も言ったように、やはりこういうことは入札制度かでやるべきだと、公募でも何でもして。町内の営業している方でやりたいという方があるからやるんだというような、そんな説明で私たちはそれはいいことだというふうに思えない。やはり負担というものははっきりすべきだし、幾らぐらい負担するべきなのか。それから、民営、民間に委託してやる場合と町でやる場合と、それはやっぱりメリットですよ。同じなんだと。民間に委託したから町費が幾らかでも浮かぶんだというふうなことではないとなれば、やはり私は何も民間じゃなくてもいいんじゃないかと。同じ経費

費がかかるのであればですよ。その辺がわけがわからぬ。3,600万円どこからどう誰がはじき出すのか、それらの内容。かつて歌津町ではバス事業として別会計、別会計でやっていたんだよ。大した金額かからないですよ、1,000万円ぐらい。1,000万ないですよ、それでやっ
てきている。3,600万円はどういうふうな内容から、これも業者のほうからの申し出があった
かもしれない。そういうふうには疑っても、そういうふうには考えられますよ。3,600万円の根拠、
何のためにその民間委託の、何の町民のために、民間委託がどこがいいのか。町民のため
になることを、例えば町費が幾らかでも節減できるとか、サービスが民間に委託すれば相当上
昇するとか、何かなければ。民間から申し出があれば何でも民間からって。それから万が一
事故など出た場合、そういう場合の責任はどういうふうになっているんだろうとか。それ
らを含めて、やはりこれは再検討する必要があるんじゃないでしょうか。もう1回、その辺に
ついて納得のいく説明をしてください。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、9番議員さんの御質問いろいろいただきましたが、業者
さんがやりたいとか、それからやらせてくれという申し出という部分というわけではありま
せん。これはあくまでも今町内の業者さんが連携して登米市までいろいろバスを走らせてい
ただいているということを経験しながら、いずれは有料化になる時期が来る。そのときにどう
いう方法がいいのかなということを経験しながら、地域公共交通会議の中で何回もお話し合
いをしてきたところをご承知のことと思います。その中で、やはり地域の方々がバスであり
タクシーであり交通弱者の方に対応できるのが一番いいんだというようなことから、町側
としても現在の事業者さんに折に触れてそういうご相談を申し上げてきたというのがまず
経緯であります。一方的に町のほうをお願いをしたいとかということでもございませんので、
そこはご理解をいただきたいと思っております。

それから、そのことによってこの地域の交通産業がしっかりと育つということも期待をさせ
ていただいているところであります。3,000数百万という必要の経費でございますけれども、
これは現在かかっている費用ということでもあります。バス路線のときにも申し上げましたが、

相当細かいところまで今バスが走っているという諸事情でコスト高になっているということは、もうこれは当然仕方がないところであります。旧歌津町時代の1,000万円と単純に比較をするということは困難だと思われまます。当然、民間に移行することによってコスト、それからサービスの向上につなげるために町と業者側がしっかり話し合うという、何よりもやはり条例が廃止になってもバスは走らせるという、それから必要な財源は町の単独予算を使ってでも確保するということには変わりございませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 健君） 今の説明だと、前の説明とまた変わっているんだ、最初の説明とはね。最初は、やる業者とかやってもいい業者があるから、業者に申し入れがあったからやるんだみたいな、みんなそういうふう聞いていますよ、議員の皆さん。そんなふうな説明だったのかな。コスト、サービスの向上、話しは立派だ。その中身について、コストさっきまでその民間委託したから経費が安くなる下がるわけでもない、みたいな説明をしている。今回はいろいろ休み時間に考えて、コスト、サービスの向上。それで民間でなければそのコストもサービスの向上もできないのかという。反対するわけじゃないんですよ、民間でできれば民間。そしてそのために町民が、町民の福祉の向上それらに反映するんであればいい。今までの説明ではそうでないと、民間に委託したからと言って安くなるわけでもない、それからサービスの向上もそれも町営よりも営業のほうが私はどっちかという直営のほうがサービスがいいのかなと、常に監督しているんだから副町長、そう思ひますよ。その3,600万円の内容について、簡単にもう少し詳しく、漠然とじゃなくて、何人乗りでこういうこと。こういう何が民間と町では同じだろう、今までのほうがいいんですよ。何かやっぱり民間委託することによってのメリットがこの町になれば、それで民間のためにだけやるという。民間たって特定になってくる。特定の業者となりますよ。今のような説明では、私は納得はいきません。正直言って。（「もっとマイクに寄ってください」の声あり）もう少し詳しく、これ以上詳しく説明できませんか。端的じゃ民営化することによって、民間に委託することによって、ここがこういうふうによくなるんだ、利用者にとってはこういうふうサービスができるんだとか、そういうような考えられないんですか。例えば、町で直営でやるよりも民間にやったほうのメリットです、メリット。ただ漠然とコスト、サービスの向上、コストはどのくらい違うんですか、さっきも同じようなこと言った。民間に、業者に委託したから安くなる、経費が下がるわけでもないという説明をした。さっき説明したこと忘れたわけじゃないでしょう。もう1回、これ詳しく明細にしたほうがいいんじゃないですか、提案したほう

が。私だけじゃなくて皆さんそう思っていると思いますよ。私はこの説明では納得いきません。終わります。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 答弁表現の中で、なかなかご理解をいただけない表現であったのかもわかりませんが、これまでの町と業者さんとの協議の中で、業者さんのほうでやれるめどが立ったということが一番の要因であります。そこはこれまでと同じ内容です。

それからメリットということにつきまして、当然運賃が安くなったり、車内での乗車のサービス、細かいところまでそれはもうメリットにつながるということであればよろしいんですけれども、やはりまだまだこういう道路事情もございまして、バス停の問題とかそれからBRTとの接続の問題とか不便な時期はもう少し続くとは思いますが、いずれそういう民間に委託をするとなったとしても、繰り返しになりますがバス事業の骨格そのものについては町が責任を持って負うということでございまして、そこは利用者の方には安心して乗っていただきたいというところでございまして。

○議長（星 喜美男君） 阿部 健君。

○9番（阿部 健君） またこの業者と協議をしたというような発言がまた今なされているわけですが、この条例制定を提案する前に特定の業者と何か協議しているんですか。提案する特定の業者と。どうもそういうふうに、業者と協議をしたというような今説明ですけれども。どういんですか、特定の業者と話し合いをして提案するんですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 契約を前提としたそういう協議ということではなくて、運行の体制が社としてできるかどうかという部分のご相談をしたということで、もうはなから条例を廃止する前からありきということではございません。あくまで道路交通法に基づく事業者としてやれそうでしょうかというような話し合いをしてきたという程度の部分でございまして。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、バスの関係でいろいろご議論いただいているわけですが、基本的に私どもとして民間に委託をしたいということについての何点か理由ございまして、1点はまず行政としてバスの運行をしたことがないということもございまして、したがって安全運行ということに対してのノウハウを我々は持ち合わせていないということが第1点です。それから第2点目には、我々行政がこのバス事業を担うということになれば当然新しいバスを我々としても買わなければいけない、いわゆる新規投資をどうしても必要になって

くるということがございます。これが1つは財政的に大変厳しいということがございます。それから3点目になると思いますが、基本的に行政で担うということになりますと当然その分野の職員を新たに抱えなければいけないという問題も出てまいりますので、総合的に勘案をさせていただきますと民間の方々に委託をしたほうが基本的にはこれからも永続的にこのバス事業が運行できるということにつながるんだらうということで、我々としては判断をさせていただいて今回のこの議案の提案をさせていただいているということでございますので、わかりやすく言えばこの辺が大きなところかなと思いますので、ご理解をいただければというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。討論ですので、最初に反対を言わせていただきたいと思ひます。

これまでのいろんな話し合いの中で曖昧な部分もあるし、それから私個人の今考えなんですけれども、今かかっている3,600万円というこの費用なんですけれども、これは町が負担しても町民サービスとしてこれは必要なんじゃないかなと。その具体的な方策についてはこれから考えるにしても、ここは一旦考え直す必要があると思ひますので、この議案には反対したいと思ひます。考え直してもらいたいということで反対です。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成討論の発言を許します。11番菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 11番菅原辰雄は本案に賛成の立場から討論をいたします。

本案は今休止状態である町民バス、これを廃止するというところであります。ただ、いろんな意見が出たことは紛れもない事実であります。今後、新しく民間業者を導入して町民に不利益にならないように、バスが確実に新しい運行体制でできるように努力をすることを求めて私は本案に賛成するものであります。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論はございますか。

次に、反対討論の発言を許します。9番阿部 健君。

○9番（阿部 健君） 私は反対の立場から討論したいと。反対ということは、この町営バスの運営に反対というわけではありません。この現時点の条例の提案がもう少し整備されてから、4番さんの発言ですけれどももう少し詳しく説明資料でも何でも提出して、それから再提案したほうがいいのかというようなことで、私は今回は反対の立場で。もう少し詳しい説明

内容がほしいんだというような内容のもとでは今回は反対をする、そういうことです。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成の討論の発言を許します。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 賛成です。今いろいろ聞いてみましたが、このバス事業というのは町民の足でございます。そういった中で、一刻もとめることはできない大切な町民の切なる願いだと思います。そういった中で、多少説明不足のようなところが見えますが内容的には私は十分納得しておりますので、今後の改善を含めてひとつ賛成したいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第150号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第151号 南三陸町復興交付金基金条例の一部を改正する条例改正
について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第151号南三陸町復興交付金基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第151号南三陸町復興交付金基金条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、復興交付金事業の計画期間が平成32年度まで延長されたことから、これに対応するため南三陸町復興交付金基金条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 町長提案理由と少しかぶりますが、参考資料の27ページの新旧対照表をお開きください。

ご承知のとおり国の復興交付金は町が受け皿的な基金をつかって、一旦そこに入れて各歳出予算に振り分けて事業を執行するという決まりになってございます。現在は集中復興期間である5年間、いわゆる来年の3月31日までこの基金をつくるということですが、このほど復興財源について地方の一部負担も若干伴いますが、さらに5年間延長されたということから改正案のとおり平成33年3月31日まで延長するというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第151号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第152号 南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第152号南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第152号南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、いわゆる番号法に定める個人番号の利用に関し、新たに対象事務を追加したため

条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、参考資料の28から30ページにかけてごらんいただきたいと思います。

まず、この条例でございますが、ことしの9月議会に制定をさせていただきました。その際にもご説明をいたしましたが、いわゆるマイナンバー法に基づく個人情報、これを行政が町内連携あるいは独自利用する場合に条令で規定していないとその事務に使えないということでございます。現在、町が独自利用できる事務として医療費の関連の事務について定めているんですけれども、今回これに加えまして介護保険法に定める保険料徴収の事務を地方税法の賦課徴収事務にも利用できるというようにするものでございまして、改正案のとおり別表2にこの部分をもう1つ追加をするというものでございます。

以上、細部説明を終わりますのでよろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

今回のやつは介護とかその事務に、いわゆるマイナンバーを利用するということのように思いますが、このマイナンバー制度についてなんですけれども最近いろんなこの問題が発生している、あるいはアメリカなどでも同様の制度、多少内容は違うようなんですけれどもあって大きな問題が発生していると聞いております。それで制度そのものにもちょっと疑問があるんですけれども、まずお聞きしたいのは今通知カードが配達されているということなんですけれども、その通知カードの配達がどの程度配達されて、その中で受け取り拒否とかあるいは住所がわからなくて戻ったとか、そういう状況は今どのようになっているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 通知カードを発送担当する町民税務課のほうからお答えさせていただきます。

この通知カードの発送に関しましては、定期的に県のほうにその状況を報告しなければならないということになってございまして、12月の4日の最新の送付の状況についてお知らせいたします。南三陸町では4,665通イコール世帯と捉えていただいて結構ですが、送付発送をJ-L

I Sという機関に委託して行ったわけですが、その中で返戻された通数が298通でございます。全体の6.4%ということでございます。その中の理由としましては、宛所なしということでその住所に本人が、登録した住所に本人がいなかったという件数が221件。それから不在通知を入れていたんですが、その保管期間を過ぎても連絡がなかったということで返戻されたのが76件。それから受け取り拒否が1件ということの内訳になってございます。ただし、298通のうち既に12月4日の時点で139通につきましては本人が窓口で受け取ったり、再送付等の手続をとってございまして、現在100弱の送付残というような状況になってございます。全体の未交付率という計算をするんですが、3.4%がまだ本人の手元に届いていないということで、今後住所の調査、居所の調査だったり実態調査等を進めながら配付の手続を進めていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 結構戻っているという状況のようですけれども、1月から運用開始ということでそのカードの申請が始まるということですのでけれども、マイナンバー制度そのものについてはちょっと今ここで控えますけれども、このままいってその運用に、例えばこの介護保険とかの運用に差し支えが出ないのか。それともう1点なんですけれども、マイナンバー制度についてまだ理解が進んでいないということで、これ何、どうしたらいいのという人が結構いるようですけれども、そのカードを申請しない、あるいはそのナンバーがわからない、そういう場合に今後のそのサービスに影響が出ないのかどうかということをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 法律によりまして28年1月1日から番号法による番号の利用が開始されるわけでございますが、当面、先ほどこの条例で9月に提案させていただいた、例えば子供医療の申請に個人番号を申請時に記載していただくとか、そういったことで利用が早速始まってくるといふ部分。あとはお勤めの方々は事業主のほうにその通知カードに基づいて個人番号をお知らせして、来年の次の、来年のまたその次の申告からになりますけれども、その番号を使った源泉徴収票等が発行されるというような部分等が具体には影響として出てくるんだろうと思いますが、現時点では通知が届かないからすぐその制度利用に支障が出るということには考えてございません。もちろん早速利用が必要な方々につきましては、窓口にもう既にそういった問い合わせ等を寄せていただいておりますし、その都度そのような対応をしている。居所の登録、住所の登録がしっかりできていない方がいたり、うちのほ

うで把握していた被災者の情報がその発送する時点で既に転居してしまっているとか、転出してしまっているとかというような影響があって若干残っている、または現在も1日数通ずつですが預かり期間が満了したということで、他の管内の郵便局から戻ってくるケースもございませう。そういった方については現在鋭意、実際の住所をきちんと把握する作業を進めて、できるだけ年内に本人にお渡しできるように努力しているというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 完全にとというのは、実際難しいのかなとは思いますが、その番号がなくてもサービスが受けられないということはないということは確認したいと思ひます。

それから、一番問題なのがそのセキュリティーの問題なんです。先ほど言ったようにアメリカのほうではその成りすましの事件が物すごく多いということも言われていますので、今回は庁舎内のことでしょうけれども将来この何か利用範囲が非常に広がって行って、プライバシーまで全部その番号で見られるような、覗かれるようなちょっと感じもあると聞いておりますので、そのセキュリティーについて庁舎内の体制をお伺いしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 私のほうからは、1問目の番号がわからないからすぐサービスの受ける受けられないというような影響については、一切そういったことはございませぬので安心していただきたいと考えております。

セキュリティーについては。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） わかりやすく言うと、今までその保健福祉課のほうでしか見れないというところが、今回町民税務課でも見れるというふうな観点からすれば、もともと行政の仕事のほとんどが個人の所得に係るものがほとんどでございます。そうしますと、どの部署であれ、そういったその所得情報を含めた家族構成とか個人情報の部分については常に触れながら仕事をしているという。反面、コンプライアンスということで個人情報については絶対に外部に漏らさないという職員としての部分もございませぬし、それからシステム上もそのように専用回線を使うとかいうふうになってございませぬ。それでコーカスという機械を使いながらいろいろやるわけですが、誰でもかれでもその画面を覗けるわけではなくて、パスワードをちゃんと個人ごとに、職員ごとに持っておりますので、それがなくて入っていけないようなことにもなっておりますので、一定程度以上のセキュリティーは確保するということになってございませぬ。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

1点ほど伺いますけれども、この議案に反対するわけではないんですけれども、例えば今始まろうとしているこれに町民の方から問われたとき、私たちが言葉で聞いてもそれが理解してない部分があるんです。そういうことからして末端にその、例えば例を出してその画面を開いて最後にはどのような情報が出るのか。紙ベースにおろして最後にはこういう、例えば印鑑証明をとりますよ、例えば町県民税をとりますよ、私が必要ですよといった場合、どの程度のものが出てくるのか。その辺、もしできればすぐでなくていいので、後でそのマイナンバー制度そのナンバーを入れたときどこまでの範囲で出てくるものなのか、後でいいですのでそれをご提示願います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 具体的にその番号が表に出て個人に示されるとか、そういった制度では基本のございませぬ。例えば、端的に言うと税情報を転出した方の所得情報等が今後その番号によって転出先の自治体でも見れるというような形で、本人の役所に行つての手続がその部分簡略化するとか、そういった部分でいろんな証明書にその個人番号が表示されるとかということではございませぬので、その辺も含めて個人番号の利用だったり今後の個人で使う番号カードの周知等につきましては、広報等を使いまして継続的に町民の皆さんに周知を図っていきたく思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうですね、町民の人たちも戸惑つて居ると思ひます。その自分のマイナンバーの番号を入れると、そこの画面に情報が全部入ってくるものというイメージが私には居るので、それが違ふとなればわかりやすいような方法で町民にお知らせをしていただきたく思ひます。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第152号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第153号 南三陸町被災市街地復興土地区画整理事業基金条例制定
について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第153号南三陸町被災市街地復興土地区画整理事業基金条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第153号南三陸町被災市街地復興土地区画整理事業基金条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、現在施行中の志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業において、国道や県道等の事業者である国、県から受け取る公共施設管理者負担金を適正に管理するため、新たに基金条例を制定するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、議案第153号について細部説明させていただきます。

まず、議案書20ページの提案理由にございます、国等の他事業者から受け取る公共施設管理者負担金についてご説明いたします。土地区画整理法第120条第1項において施行者は、施行者はというのは今回町でございます。施行者は土地区画整理区域内で公共施設の新設または変更に関する事業を行うべきものに対し、当該公共施設用地の取得に要する額の範囲内で事業に要する費用の全部または一部を負担することを求めることができるとございます。ここ

で言っている公共施設事業者とは、国道45号の国土交通省、国道398号県道清水浜志津川港線の宮城県、八幡川、新井田川の宮城県、志津川漁港防潮堤の宮城県となりますが、いずれの事業者とも覚書を締結してございまして、平成26年度から28年度まで公共施設管理者負担金をいただくこととしてございます。

議案書21ページをごらんください。

基金条例の条文、第1条の設置から第7条の委任までの条文となっております。国、県からの公共施設管理者負担金、各年度ごとにいただき、積み立てをし、管理し、運用する、被災市街地復興土地区画整理事業で処分、使用するというものでございます。各年度に負担金としていただいたものを当該年度に限らず事業の期間内で使用するものでございます。

一番最後に附則といたしまして、平成28年1月1日からの施行ということでお願いしたいと思っております。

以上で簡単ではございますが、細部説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第153号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第154号 南三陸町立認定こども園条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第154号南三陸町立認定こども園条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第154号南三陸町立認定こども園条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、僻地保育所として運営をしております名足保育園を平成28年4月から認定こども園として運営するに当たり、施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があるため新たに条例を制定するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第154号南三陸町立認定こども園条例制定についてご説明を申し上げます。

議案書につきましては、23ページの条文。議案関係資料は、30ページをお開き願いたいと思います。

本案につきましては、提案理由にありますとおり現在の名足保育園を来年4月に認定こども園に移行するため新たに条例を制定するものであります。初めに、認定こども園の定義といえますか、について簡単に申し上げますと、教育、保育を一体的に行う施設ということでありまして、いわゆる幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持っている施設ということでご理解をしていただければと思います。

次に、条例の中身についてご説明を申し上げます。23ページ、第1条には設置に関する事項、第2条に定義を定めてございます。第3条には認定こども園の名称を南三陸町立名足こども園、位置につきましては南三陸町歌津字小長柴76番地4と定めるものであります。第4条には定員を規則で定めるということにしてありますが、現在名足保育園の定員60ということですので、そのまま60人というふうにご考えてございます。それから第5条から8条につきましては、認定こども園が行う事業、開園時間、休園日などについて規定してございます。

続いて、24ページの第9条から第13条までは入園の資格や手続、利用料の徴収などについて規定したものでございます。

なお、議案関係参考資料30ページにつきましては、認定こども園の設置に伴いまして利用料を徴収する施設として、伊里前、戸倉の保育所に加えまして認定こども園ということで追加をするものでございます。

最後に、名足こども園と従来の名足保育園、どこが違うのかということについて大きな違い3点をご説明申し上げたいと思います。まず1つ目は、給食を実施するというごこと

ます。給食につきましては、施設内での調理ということではなく、伊里前保育所で調理を行ったものを運ぶといった外部搬入の方式によるものとなります。2つ目は、保育を必要としないお子さんについても幼児教育を希望するという場合は受け入れが可能となるという点でございます。このことによりまして、歌津地区においても幼児教育を希望する方の要望にお応えすることが可能となります。3つ目は、保育時間の拡大であります。保育時間につきましては、条例の第7条に規定のとおり午前7時30分から午後6時30分までの11時間となりますので、現在は8時間ということでございますので朝、夕で最大3時間の延長保育が可能となるものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

非常にこの件について私からも一般質問などで再三希望したところであり、入所のお母さん方におかれては間口が広がったということですがけれども、これが今伊里前保育所から、伊里前保育所はゼロ歳児から扱っていますけれども、毎年待ち、待機という方も出られたようなんですけれども、ことし募集をかけた時点で大体振り分けとして名足保育園と伊里前保育園の振り分けはどのようになったのか。

それと、国からの助成金、こども園になった場合の助成がどのぐらい入るのか。その辺お聞かせ願います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 申し込みの状況でございますが、利用調整会議を来週17日に行うこととしておりますが、現在の数で申しますと志津川保育所に54名、伊里前保育所に69名、戸倉29名、名足30名といった現在の申し込み状況でございます。

それから、施設の運営経費でございますが、基本となる経費の利用料を除いた部分を町が負担するという形になりまして、そこは国が50%、県が25%、市町村の持ち出しが25%といった状況になります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 依然として伊里前保育所の69というのが多いのかなと思われそうですが、いずれにしても住民サービスの緩和になるのかなと思います。そして以前は僻地保育所でやっておりましたけれども、今回国と町から、半分が国、あとは町、町が25で国から50と

いうことで、昨年度よりは僻地でやっているよりは補助率が多いのかなと思いますけれども、そのとおりでよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） そのとおりでありまして、そういったことを全て総合的に考えて認定こども園に移行するといった最終結果になったものでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「はい。賛成討論ですけれども」の声あり）

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。

なければ、次に賛成討論の発言を許します。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私はこのこども園が新年度からやるということに対しまして、非常に今まで待機していたお母さん方、あるいは子育てしていくお母さん方におかれましては大変光が見えた、若い人たちの子育てについては第一歩かなと思っております。そういうことからして、この案には賛成いたし多くの皆さんの賛同を得たいと思います。よろしく願います。賛成討論とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第154号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第172号 平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第172号平成27年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第172号平成27年度南三陸町一般会計補正

予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、戸倉線道路新設工事や町道、橋梁の修繕など緊急性、特殊性のある事業に係る所要額を計上したほか、第1次整理予算として、現時点で整理調整が可能な予算について所要の措置を講じるものであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、一般会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

まず、2ページ目の議案書の部分を改めてごらんいただきたいと思います。

先ほど局長朗読いたしましたけれども、今回現計予算から18億7,700万ほどを減額いたしまして、予算減額を578億1,600万円ほどにするものでございます。

町長が冒頭提案理由で申し上げましたとおり、第1次の整理予算という位置づけでございます。

昨年度の12月補正後の予算と比較いたしますと、予算総額でマイナスの4.3%、26億円ほど少ない予算減額となっております。

また、予算総額を通常分と震災復興分に分類いたしますと、通常分が78億円、13.5%。残り震災復興分が500億、86.5%という内容でございます。また、予算総額のいわゆるハード的な投資的経費の割合は72.3%、全体予算の約418億円は投資的経費という形になります。

続いて、6ページ。

議案の部分の債務負担行為補正でございます。

今回9項目一応追加ということで、まず1件目、固定資産台帳作成支援業務。

これは町の公共施設、土地建物に係る公有財産台帳、これをデータベース化しなければいけないということで3カ年度にわたり整備する内容でございます。

次の住民情報システム等改修業務。

これは住民票等の各種諸証明の交付、今窓口で行われておりますけれども、マイナンバーの導入にいたしまして来年の6月から新たにコンビニ等での交付を可能とする、そういうシステム改修の業務でございます。

次の公共土木施設災害復旧事業。

これは27年度から29年度まで、これも3カ年度の債務負担ということで20億1,000万円ほどの追加でございますけれども、対象となる施設につきましては町道寄木線、寄木橋、竹川原橋、

保呂毛橋、竹下橋、以上の施設整備に係るものでございます。全体の事業費は、23億6,000万円と見込んでございます。

次に、中橋の災害復旧の下部工工事。

これは八幡川右岸、いわゆる西側の部分の下部工の工事部分でございます。28年10月を完成予定と見てございます。

次に、生涯学習センターの設計業務。

先ごろ基本計画等についてご説明申し上げたとおりでございますけれども、本年度から28年度までということで業務を進めてまいる内容でございます。

次に、東日本大震災に係る被災者住宅再建支援事業補助金。

これは予算で町単独事業ということで年間120件分支出を見込んでおりましたが、年内の執行見込みにつきましては87件ということで、残りの33件分については年度をまたがる可能性があるということで債務負担行為として設定させていただいております。

次が、災害公営住宅入居調整等業務。

これ新規でございます。間もなく戸倉住宅と伊里前住宅完成して来年の3月から入居が開始されますが、いわゆるこれらの入居に対して引っ越し等のトラブルを未然に防止する観点から、引っ越し等の日程、それと業者の調整等を行う業務を債務負担として行う内容でございます。県内外の被災自治体では既に導入をしているようでございます。

次、志津川被災市街地復興土地区画整理事業国県道整備業務でございます。

国道398号線と県道清水浜志津川港線、従来県と路体、路床まで一度に受託しておりましたが、今後舗装と側溝整備分も受託が必要ということで追加する内容でございます。

志津川地区市街地集約化業務。

これも八幡川西側、右岸の宅地、それと区画整理地内の土地の交換を行いまして市街地の集約化を図る業務でございます。全体で約120筆分予定してございます。測量調査、住民対応を行う業務でございます。

以上が債務負担行為の追加ということで、全体で27億3,020万円の限度額の追加でございます。

続いて、執行予算の説明に入ります。

まず歳入ということで、10ページをごらんください。

今回9款の地方交付税、震災復興特別交付税を3億4,550万減額でございます。整理予算ということもありまして復興事業費の予算減額に伴いまして、補助裏となるべく震災復興特別交

付税の減額をいたしてございます。

13款の国庫支出金3項の災害復旧費国庫負担金でございます。1億5,000万計上してございます。公共土木施設災害復旧費負担金ということで、先ほど申し上げました長清水線、中山川、長清水橋、町道寄木線、寄木橋、竹川原橋、保呂毛橋、竹下橋、以上8カ所に係る国庫負担ということで8カ所になります。

13款国庫支出金、国庫補助金の児童福祉費の補助金子ども・子育て支援交付金とあります。270万ほど計上してございますけれども、同様の補助金につきまして11ページの再下段にも県の補助金で計上してございます。従来、国・県の対象にならなかった部分が国庫補助にもなるということで、国の分、県の分、3分の1ずつの財源でございますけれども計上いたしてございます。

11ページの上段の文教施設災害復旧費に国宝重要文化財等保存費整備補助金、それとその下の農産漁村地域整備交付金。これは、さきの補正で計上してございましたが県予算で計上しておりました。これは国庫財源ということで、予算の組みかえを行っております。

14款県支出金の土木費負担金、3項その復興土木費負担金に5,000万円、区画整理事業用地負担金計上してございます。先ほど基金のご決定をいただきましたけれども、これが志津川復興土地区画整理事業に伴う公共施設管理者負担金。県から入ってくる分の5,000万円でございます。

11ページの再下段ご説明申し上げましたが、その上段に放課後児童健全育成事業費補助金、マイナスの300万ほどでございますけれども、これが下の子ども・子育て支援交付金が交付されることによりまして、全額減分は減額補正させていただいております。

12ページをお開きください。

水産業費補助金と社会教育費補助金で、農山漁村地域整備交付金、国宝重要文化財補助金交付金、減額補正いたしております。国庫でご説明申し上げましたとおり、国と県の財源の組みかえでございます。

14款の支出金の3項委託金。復興土木費委託金で5,970万、県道工事委託金でございます。これは国道398号線と清水浜志津川港線の整備について宮城県から受託金としていただく内容でございます。

その下、財産収入。不動産売り払い収入で樹木売り払い収入1,035万円。素材生産売り払い収入計上してございます。石泉地区4.39ヘクタール、立沢地区6.21ヘクタールの素材生産売り払いでございます。

13ページ。

17款繰入金。基金の繰入金で復興交付金基金の繰入金を17億9,400万減額してございます。歳出で後ほどご説明申し上げますけれども、特に防集の用地の事業につきまして減額幅が大きい内容でございますので、それに伴って復興交付金の基金の繰り入れを減額してございます。その下の地域復興基金繰入金2,000万円。これについても減額をいたしてございます。繰入金の減額後の現在高見込みでございますが、復興交付金につきましては242億7,000万、地域復興基金につきましては13億3,000万円になる見込みでございます。

13ページの一番下段に諸収入雑入、土木費雑入16万3,000円ほど計上してございます。住宅使用料還付負担金計上してございます。これは先ごろ町営柗沢復興住宅でカビが発生したことによりまして、6世帯分4カ月分の住宅使用料については一応免除した内容でございましたが、その部分を当該施工事業者から賠償という形ではございませんけれども同等額を頂戴するといったことで決定いたしましたので、雑入で計上いたしました。

以上、歳入でございます。

14ページをごらんください。

歳出予算でございます。

2款総務費の5目の財産管理費で11節需用費と13節委託料を計上してございますが、来週病院が開設されることによりまして、今南三陸診療所の建物については一般会計での管理ということになりますので、光熱水費、清掃委託料等の経常経費を3カ月分になりますが計上させていただきます。8目の交通安全対策費、報酬で3万3,000円でございますけれども、交通安全指導員新規の指導員3名予定してございます。それと15節の工事請負費80万円の交通安全施設整備工事、泊浜地区へのカーブミラーの設置を予定してございます。

15ページのまちづくり推進費の8節報償費300万円、ふるさと納税者謝礼、追加補正してございます。年間で約1,100件ほどの見込みでございますけれども、今後の収納も見込みまして謝礼金の追加でございます。参考までに昨年度は603件の寄附、全体で2,460万円ほどのふるさと納税の寄附金を頂戴いたしてございます。

続いて、16ページをごらんください。

3款民生費の3目老人福祉費で8節報償費200万円減額でございます。白寿対象者4名おりましたけれども、4名の皆さん死亡または転出のために200万円減額いたしてございます。

15節の工事請負費250万円、老人福祉センター倉庫設置工事でございます。現在、破損等損傷部分が激しいために新たに設置して整備する内容でございます。

17ページ。

3 款民生費の児童福祉費のうち、5 目の保育所費でございます。こちらに65万2,000円ほど経常経費計上してございますけれども、新設する戸倉保育所に係る経常的な経費を今回補正いたしてございます。

18ページをごらんください。

6 目の保育園費の工事請負費51万円につきましては、保育園施設整備工事とありますが名足保育園が名足こども園になることによりまして看板等の書きかえに伴う経費でございます。

4 款衛生費 4 項の上水道費の 1 目上水道費で19節負担金補助及び交付金、今回2,575万水道事業会計の補助金を減額しております。弘川町向線の送配水の配水管布設工事につきまして、県の事業と同時進行に行う予定でございましたが、県工事が入札不調に終わりまして今年度発注の見通しが立たない見込みでございますので、次年度以降に繰り延べる形になろうかと思えます。

19ページ。

5 款の農林水産業費 2 項林業費 2 目林業振興費、委託料に1,635万円、素材生産代行委託料を計上してございます。歳入でもご説明申し上げましたが、石泉地区と立沢地区に伴う生産代行の委託でございます。それと19節負担金補助及び交付金に500万円、南三陸産材利用促進事業補助金。今回10件分追加してございます。1 件当たり50万円を限度といたしてございます。

19ページの下段の水産業費の水産振興費、これにも11節13節の経常経費計上してございますが、新しい市場の試運転に要する経費でございます。

20ページをごらんください。

4 目の漁港建設費で15節と19節組みかえてございます。長清水の漁港防潮堤分につきましては、直営工事から宮城県への委託事業という形で負担金のほうに5,400万円組みかえております。

21ページをごらんください。

道路橋梁費の道路維持費、15節工事請負費で1,400万円計上してございます。町道修繕工事についておおむね1,000万円、橋梁修繕工事は400万円ほど見越してございます。修繕工事は5路線予定してございます。橋梁の修繕につきましては、橋本橋、これは松坂線にかかる橋でございますけれども、橋本橋の修繕を予定してございます。

3 目の道路新設改良費、15節工事請負費6,100万円、戸倉線道路新設工事でございます。11月の臨時議会におきまして新たに認定された道路でございますが、これは国道398号と戸倉の

防集団地を結ぶ道路でございます。28年12月の完成予定を見越してございます。

22ページをごらんください。

8款消防費1項消防費の1日常備消防費19節負担金補助及び交付金1,970万6,000円、気仙沼広域の負担金に追加してございます。これは歌津出張所建設に伴う当町分の負担金の増額でございます。それと、3目の消防防災施設費50万円、消防団車庫移設工事でございます。防集団地付近へ移設する内容でございますが、葦の浜地区と館浜地区の車庫を移設する工事でございます。

23ページの上段、学校管理費の工事請負費900万円、志津川小学校体育館消防設備改修工事でございます。これは消防設備の老朽化が指摘されまして、今後法定点検をクリアできないおそれがあるものなので、本年度消防設備の改修工事を実施させる予定でございます。それとその下の備品購入費100万円につきましては、学校図書購入費とあります。戸倉小学校に係る図書購入費でございます。

24ページをごらんください。

中ほど、9款教育費5項保健体育費の社会教育施設費で15節の工事請負費100万円野球場整備工事とあります。しおかぜ球場の整備工事でございます。1塁側、3塁側、段差ができていますので、シーズン開始前に工事を終わらせる予定で進めてまいります。

25ページの漁港施設災害復旧費15節の工事請負費で1億1,700万円全体で減額してございますが、東日本大震災漁港施設災害復旧工事で1億3,000万円減額でございますが、これは負担金のほうへ財源を組みかえるということで、同様に平磯漁港、長清水漁港になりますが、これは宮城県へ事業についてお願いする内容で負担金として計上させていただいております。組みかえております。

25ページの最下段、道路橋梁災害復旧費の工事請負費9,000万円でございます。東日本大震災橋梁災害復旧工事ということで、中橋と八幡川の右岸の下部工事に係る工事請負費でございます。

26ページをごらんください。

災害復旧費のうち社会教育施設保健体育施設災害復旧費で15節工事請負費2,080万追加計上してございます。魚竜化石等災害復旧工事の追加でございますが、これは展望デッキの仕様の変更、それと工事用仮設道路の設置費が必要となったため追加するものでございます。

10款災害復旧費のその他公共施設ということで、庁舎災害復旧費で15節工事請負費500万円、総合支所の仮設事務所建設工事計上してございます。平成の森駐車場内のトイレ付近に総合支

所の仮設事務所をプレハブで移設して設置する予定でございます。1棟2階建てになろうかというふうに考えてございます。

12款の復興費の1項復興総務費地域復興費の19節負担金補助及び交付金で3,000万円、説明欄に水産加工業従業員宿舍整備事業費補助金2,000万円でございます。これは従業員宿舍建設に係る補助金ということで、2つの事業者、2社予定してございます。上限1,000万円で補助要綱を整備してございます。そのほか県の補助金もございますけれども、県は2,000万円を上限として事業者にも別ルート、県直接の支援ということで町の会計を通さないで県は県で補助要綱を設置してございます。

27ページの上段、水産加工業従業員家賃補助事業費補助金1,000万円でございます。これは従業員がアパートを借りた際、事業者に対して補助金を支払う補助要綱を新設いたしてございます。上限を180万円と見込みまして5社分、今回予算計上いたしております。その下の19節負担金補助及び交付金5,000万円、東日本大震災に係る被災住宅再建支援事業費補助金5,000万円減額しておりますが、債務負担行為でご説明申し上げましたとおり、この部分については債務負担行為として次年度以降の執行予定に回ってまいります。

27ページでございます。下段でございます。

都市再生区画整理事業費の25節積立金3億8,665万3,000円でございます。基金条例ご決定いただきました内容で、公共施設管理者負担金分ということで今回3億8,600万積み立てさせていただきます。既に交付額は26年度から10億5,000万円ほどいただいておりますけれども、6億7,000万ほどは既に予算執行してございますので、残りの部分を1度基金のほうに積み立てる内容でございます。一番下段が工事請負費で5億円減額でございます。防災集団移転促進事業用地造成工事、本年度の実績によりまして減額する内容でございます。

28ページごらんください。

防集の17節の公有財産購入費11億9,000万円の減額ということで、これが今回の整理予算の一番減額幅の大きい内容でございます。用地の購入につきましては全体で3,250件、既に26年度まで2,191件の用地を購入してございます。したがって本年度予算は1,059件分残り計上してございましたが、今年度の見込みでございますけれども既に契約済みが141件、今後の見込みが120件ございますので一応798件分、約800件分を今回減額させていただきました。残りにつきましては、次年度もう少し精査した上で予算化する形になろうかというふうに思っております。

19節の負担金補助及び交付金は1億8,400万減額でございます。実績で1件当たり460万円掛

けることの40件、そうしますと1億8,400万になります。これを不用額と見込み計上させていただきました。

12款復興費の復興効果促進費。まず市街地整備コーディネート事業費13節委託料で700万ほど減額でございます。これは事業費確定に伴う減額補正でございます。

その下の被災地復興のための土地利用計画策定促進事業費、13節委託料で6,612万計上してございます。おおむねの事業費ですが、都市計画区域内用途地域変更委託料2,200万円。市街地集約化業務委託料4,000万円。残り土地価格鑑定委託412万円になろうかと思いますが、これらの予定事業費で計上してございます。それぞれ内容でございますが、都市計画区域内の用途地域変更については、約100ヘクタールある市街地の用途地域を新たな土地利用に合わせて変更を行う必要があるということで、その業務を専門の事業者をお願いする内容でございます。市街地集約化業務につきましては、債務負担でもご説明申し上げましたが、八幡川の西側右岸の宅地、それと区画整理地内の交換を行いまして市街地の集約化を図る、そういった事業でございます。約120筆分予定してございます。土地価格鑑定の委託につきましては、新たに整備する記念公園に係る用地の鑑定、それと補償算定を予定してございます。

5目の震災復興記録の収集整理保存事業費委託料5,000万円減でございます。説明欄に震災復興記録紙作成業務委託料とあります。本年度は効果促進事業としての認可がなかなか難しい内容もございまして、予算として全額減額とさせていただきます。

29ページでございます。

10目市街地復興関連小規模施設事業費15節工事請負費で580万円。まず防犯灯の設置工事、これは防集団地7カ所に約60灯を予定してございます。7カ所につきましては、田浦、館浜、戸倉、西戸、松崎、原、長清水、以上7カ所の防集団地に60灯でございます。交通安全施設整備工事につきましては、カーブミラーの設置。西田、長清水、この2カ所の防集団地内でございます。それぞれのおおむねの事業費ですが、防犯灯につきましては約460万円、交通安全施設については120万円を見込み計上してございます。13節予備費につきましては、先ほどの公共施設管理者負担金分の積立金を含めまして予備費に抱えておりましたものを今回減額して予算計上させていただきました。

以上、細部説明でございます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

何か所かありますので、数回にわたってご質問したいと思います。

まずは12ページの歳入なんですけれども、7款教育費県補助金4節の社会教育費補助金の1億2,900万の減額ですけれども、国宝重要文化財保護整備費補助金大きな額ですけれども、国宝という重要文化財のご説明と、それから歳入だから入ってこなくなったということなんですけれども、それから14ページの歳出です。5目の財産管理費13委託料、これは説明では病院の清掃委託料からエレベーター、あと新病院の分だっていう説明ですけれども。はい。了解です。

それから、歳出の26ページ。12款復興費の2目地域復興費の中から19節負担金補助及び交付金3,000万の水産加工業従業員宿舍整備事業費補助金、2社分とありますけれどもこれは従業員の宿舍ということなんですけれども、2社の宿舍を1棟ずつ2社分を建設する補助、そのほかに県の分も町を通さないで補助するというんですけれども、この従業員というのは町内のその会社に勤める従業員、外国からの呼んでの従業員なのか、地元の従業員の宿舍なのか、その辺。ただ2社だけの宿舍なのか、その辺。

それから、27ページ。その下の4目の被災者住宅再建支援事業費、その19節負担金補助及び交付金の5,000万の減額していますけれども、東日本大震災に係る被災者住宅再建支援事業補助金5,000万の減していますけれども、これは後で不足がなかったってならないように今回整理で減額するものと解してよろしいのか。

それから、前後しましたけれども、その上の節です。地域復興費の水産加工業従業員家賃補助事業費補助金あります。これは1,000万ありますけれども、180万ずつの5社分だって言うんですけれども、その辺のもう少し詳しいご説明をお願いいたします。

それから、28ページの12款復興費2目の市街地整備コーディネート事業費、復興まちづくり総合コーディネート事業委託料とありますけれども、これを減額しております。これ実績に基づいて減額するのか、それとも委託、この辺の中身をご説明願います。

それから、その下の5目の震災復興記録の収集整理保存事業費、これが5,000万の減額ですけれども、これはできなくなったからやるというような先ほどのご説明ですけれども、今後はこれどうするのか。やるのかやらないのか、その辺。

それから、29ページ。復興地域づくり加速化事業費13節委託料600万陸前港駅前広場整備事業、測量設計業務委託料とありますけれども、これは600万かけてどのような設計をするのか。

かなりの600万っていう金額ですので、この辺のご説明お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） それでは、12ページの国宝重要文化財ということでご質問ございましたので、こちらのご説明申し上げます。

こちらの国宝重要文化財とございますけれども、これは事業の名称でございます対象となるのは館浜の魚竜化石の産地のところでございます。ご存じのとおり、震災によりまして地盤が下がっております。そのために、あそこのアクリル板設置して保護しておりましたけれども、それも傷ついていたということでアクリル板を設置し直したり、あとはその従前は海岸を回って産地のところに行っておったんですが、なかなか海岸を回ってというのがその地盤が下がってしまったためにできないということで、山越しにその産地におりにていく、そういうものをつけるということで、それらに係る事業費を県の補助金のほうに計上しておったんですが国費だったということで入れかえをさせていただいたというふうな内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 26ページ、27ページにかかります水産加工業従業員宿舍整備事業に係る補助金並びに家賃補助事業に関する説明をさせていただきますが、これご案内のとおり現在復興を進めていく中で水産加工事業者の施設整備は大分進んではきています中で、従業員の確保が非常に難しい状況が続いております。被災地全体に共通する悩み事として、それを克服するための施策としての内容なんですけれども、それぞれ地域、南三陸町で言えば町外からの従業員を確保するための促進策といたしまして、県のほうでは2分の1助成で上限2,000万という、つまり4,000万の事業まで半分助成しますよという内容になっておりまして、さらにそれぞれ市町村において2分の1かさ上げをするという制度の枠組みになってございます。現在、南三陸町では2社が県のほうに今申請の意向がございまして、これが認定になれば町としてのさらにかさ上げの政策をもって外からの従業員確保を図りたいということでございます。その町外からということは、外国人の方も含めて従業員として確保して進めてまいりたいという政策でございます。

下の家賃の制度につきましては、一方で宿舍を新たに建てる方に対しての助成制度をつくりませんが、自費で独自にその従業員をつくって、既につくっておられる会社に対しましては、そこに住ませる方の分の新規の方に対する家賃助成ということで、2分の1助成でお一人当たり月額3万円を上限にして助成するものの積み上げということで、1社当たり3万円掛

ける5人分ということでそれぞれ1社当たりの金額年額で180万上限という積算になってございます。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 27ページ、4目の被災者住宅再建支援事業費の5,000万の減額でございます。11月末現在で50件の6,930万ほど支出してございます。現在の申請件数、それから金額から算出したしまして年度内、先ほど総務課長も申し上げましたが87件、約1億2,630万という計算で5,000万をおろしたところでございます。なお、5,000万につきましては年度をまたぎますので、来年度に債務負担という形でとってございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、私のほうから28ページの12款の復興費2点についてお答えさせていただきます。

2項のまちづくりコーディネート委託料708万の減、これにつきましては総務課長説明しましたように今年度のコーディネートのほぼ全業務量が見えたというところで今年度分はこれだけあれば予算として間に合うだろうというような整理の部分でございます。

2段飛びまして復興記録の業務委託5,000万の減額でございますが、当初復興交付金を活用いたしまして震災から5年間にわたる各種報道の膨大な南三陸町関連の記事、あるいは写真などのデータを一応5年というところの中間的な形で保管をしようと、保存をしようというような予定でございました。もちろんこれだけの高額になりますので、国の交付金を使わなければなかなかできないということで復興庁と用途協議を重ねてまいりました。このほど復興庁さん側もそういった趣旨については十分理解はできると。ただ、まだ5年復興途上ということもあって、ここで急いで中間的に資料を収集するのではなくて、まずは復興を進めながら今後の記録の残し方について考えていってはいかがでしょうかというようなご提案もございましたので、今回交付金を使っただけの予算執行はないということから、この12月補正で減額をさせていただくという、こういうものでございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、29ページになります。

港駅の整備でございますけれども、ご存じのように港川、約9.8メートルのバック堤を設置をするという計画になってございます。それに伴いまして、国道45号が現在の橋より約7メートルほど高い位置に整備をされるという状況になります。現在、その港駅を利用する方はプラットホームといいますか乗り場まで階段で上がっておりますが、このまま進めますと国

道に車をとめて、そこから階段を14、15メートル落ちて、それからまた6、7メートル階段を上ってBRTに乗るとい状況になります。バック堤、それから国道、それからJR、それから既存のりと四方が全くのりに囲まれてすり鉢状の中に地表といいますか、そのたまり場ができるということです、そこを現在の線路といいますかJRの高さに若干1メートルほど低い位置を想定しておりますが、そこまで盛土をして駐車場、それからトイレ、それから照明灯を設置するという内容のものでございまして、この件につきましてはJR、それから国道側とそれぞれ協議が済んでおります。ただ、これ以上協議を進めるには一定の図面をもって詳細を詰めなければならないという状況でございますので、今回予算を計上させていただいたという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 3番議員、説明を求めるのではなくて事前に事業の内容ぐらいは調べておいて、それで疑義がある場合は疑義をただす発言をするようにしてください。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 水産加工の従業員の宿舎ですけれども、海外からの受け入れということの説明のようすけれども、これはその2社だけでほかの人たちが使えるというものではない、県にも申請しているのでそういう2社、県に申請していた業者が2社が使って、そしてまたさらにそれに町の補助をするという形で今説明を受けましたけれども、そう捉えてよろしいんですね。そうすると、その次の水産加工の家賃補助はまるきり別の業者、例えば使ったときその補助をするということなんですけれども、例えばその2社に来る人たちはいいんですけれども、ほかに県には申請しないけれどもほかに外国人を使っている業者さんはこれには含まれないので、そのときの補助というのは考えているんですか。どういう状況なんでしょうか。

それと、それによってここに働く従業員さんは海外からの人たち相手なので、賃金体系が日本人と違ってもちろん賃金体系が変わってくるかと思うんですけれども、その辺は業者の関係なので賃金まではわからないのかなと思いますけれども、この宮城県の最低賃金に該当するのか、そのような待遇をするのかどうかお伺いいたします。

それから、その魚竜の件は了解しました。

それと、その港駅の600万の関係ですけれども、そうするとその港駅の国道が7メートル現在の国道から上がったたり下がったりするためのこれは設計委託料ですよ。そのための設計委託料、まだ設計の段階だということなんですけれども、あそこ7メートル上がるという解釈でよろしいんでしょうか。先ほどの答弁だと7メートル上がっての、国道から上がってフラット

になる。「国道が7メートルあがる」の声あり）そうするとその駅の広場は、今BRT走っている鉄道の高さと同じぐらいになるんでしょうか、その辺の見通しをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 家賃補助のほうですけれども、これ目的があくまで現在の人手不足を解消する目的でつくられた制度でして、そういう意味で27年度新規に雇用された方という意味になりますので、今年度末に向けても含めて新たに入られたその外国人の方も含む従業員の方に対する家賃の助成という考え方でございます。

それから、外国人の方の賃金体系につきましては、制度上日本のそのいわゆる最低賃金というものは守らなければならないということが原則になっておりますので、その支払いの中からさらに会社のほうでは会社の社宅に入れるとかした場合には、その家賃としての費用をその入居者から払っていただいているということになりますので、その家賃に対する部分の何ていいますか、会社のほうでもしそれをとらないでやりたいとしたときにはこの制度が生きてくるということになると思います。その入居者からの負担が半分で済むというような仕組みになります。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 港川に橋がかかっておりますけれども、あの橋の高さが現状より7メートルほど高くなるということでございます。そのため町道の港石泉線、町道でございますけれども、それが国道に直接接続することができなくなるということなので、このままですと利用者は国道で一旦車をおりて階段等を使って下におりてまた上るという状況になりますので、ちょうど窪地になる部分について線路といいますか道路といいますかJRのBRTが通行する道路の高さより若干低目の位置まで盛土をして、そうすれば車でその乗り入れができて段差なくBRTの乗り場まで行けるといふうにすることがございますので、今回その設計の部分の委託料をとったということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 港駅の分は理解いたしました。

このあくまでも水産業者のその宿泊の件なんですけれども、県が2分の1、町で出したこの2,000万というのは歳入では補填か何かされるんでしょうか。町単独の手出しに町単になるのかお願いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 予算書では13ページの17款の繰入金の中の地域復興基金繰入金

を財源にする制度でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 20ページの漁港建設費の海岸防潮堤について伺いたいと思います。

先日、請願陳情の処理状況ということで朝いただいたんですけども、その中の平成24年陳情9-4自然と呼応したまちづくりをかなえるために防潮堤のあり方についての再考を願う陳情書ということで出ていましたけれども、この処理状況についてももう少し詳しく伺いたいと思います。

あともう1点は、補正最後のページ、31ページの職員手当の内訳の中に災害派遣手当として1億7,300万計上になってはいますが、この該当の人数というかそれを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 陳情の処理状況ということで、この陳情の趣旨といいますのが志津川市街地の部分を指しております。それで特に松原公園の前の部分のあり方ということで陳情されたものというふうに陳情者からも聞いております。議員ご存じのように地震津波前、松原公園の前は海水浴場として利用されておりました。と記録に残っております。できれば今回の防潮堤の整備に合わせて、その昔のように親水性をもった形で防潮堤が整備できないかという内容のこととございましたので、それにつきましては町も入りましてまちづくり協議会、というのはまちづくり協議会に入っているメンバーの名前のあったということで、まちづくり協議会の皆様、それから県の漁港部の皆さん、それから土木事務所も含めて、具体には4社でそれぞれ防潮堤の形、それから設置位置についてそれぞれご協議をさせていただいたというところでございまして、一定のご理解それぞれいただきましたので、その合意内容に基づいて今設計を進めているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今、きちとした形で今ちょっと済みません、メモしていなかったんですけども、災害の事象派遣の職員が約108名ですが、そのうち県から派遣されている職員については災害派遣手当の支給対象とはなっておりませんので、おおむね100名程度という形だと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 防潮堤の件なんですけれども、私もちょっとこれわからなくて24年だったので、そこで課長の今答弁で元の松原公園の近くのその親水性の見直しっていうんですか、

その検討ということでわかりました。そこで1つ伺いたいのは、先日の新聞なんですけれども、元の総理大臣細川さんの出ていたやつで、何かこう自然林を植えた防潮堤のようなものが広告に載っていたんですけれども、ちなみに現在当町でも防潮堤の工事が戸倉の寺浜のほうを初め大分進んでいますけれども、もしこういった議会で何らかの形で唱えていけば、ああいった木を植えた防潮堤になる可能性があるというか、出てくるのかどうか。いつも私、公営住宅の平屋の件に関してももう遅いということで、再三なんかそういう状況が続いていますので、今回も今のこの時期で防潮堤の見直しではないんですけれども、この制度変更等できる可能性が0.01%でもあるのかどうか伺いたいと思います。

あと第2点目なんですけれども、課長の今の答弁で大体108名ということでわかりました。これからは関連なんですけれども、これまた新聞記事なんですけど、新聞の記事に小さく応援職員さん9連休という記事が載っていました。これは県、名取市、山元町などで、年末年始を派遣の職員さんたちがふるさとで少しでも長く休めるようにということで、仕事納めの28日の月曜日を金曜日の25日に前倒しし、28日に有給を取りやすくしてそして9連休しやすいようにということの記事が載っていました。そして年末の挨拶をその自治体では前倒ししているということで、しかし一般の職員の方たちはそのまま28日も通常の業務ということでした。そこで最後に、県内各自治体でも検討しているというそういう終わりだったので、当町でも町長出張というか出るたびに、この派遣先の自治体に御礼をしている関係、そういった状況、あとは現在この議場でも地方創生の担当職員が何らかの形で体調を崩されているという、そういう大変な極限のような状況で仕事をしていると思うので、私こういったあれをできれば、本来当町の業務が可能ならばこれから少し時間がありますので検討することもできるんじゃないかと思うんですが、その点について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） とりあえず1回目、私からお答えしたいと思います。

防潮堤今整備をしようとしている、今やっているのはほとんど県の工事でございます、我々ではないんですが、いわゆる防潮堤を整備するに当たりまして、いわゆる基準というのが無粋ではございますが、それに基づかないといわゆる補助金でありますとか交付金が出ないということになります。ですから独自の形でやろうともしなると、町のほうで単独の予算を確保して、それでもってその防潮堤にかわる防潮堤らしきものをつくるということはそれなりにできるかもわかりませんが、現実としては難しいものという

ふうに考えます。なお、もう一つやろうとしますと、今の防潮堤をつくった上でその上に土をかぶせるといったようなことはできるかもわかりません。それも今現在の防潮堤でもその非常に用地買収難航しておりますので、その辺のところを考えるとなかなか難しいんだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 仕事納めの関係でございますけれども、当庁におきましても既に連絡調整会議を通じて各課、各係員に周知している内容でございますが、他の自治体におきましても25日の金曜日に、仕事納めの行事といたしますとおそらく管理部門の職員を中心に1カ所に集まって首長からいろいろ訓示等があると思うんですけれども、当庁では仕事納めの際はそのような行事は行っておりません。通常ですと28日であれば28日の午後に大掃除を行って、掃除が終わったところに町長、副町長が各課を回ってねぎらいの言葉をかけて歩くといったのが常の行事でございますけれども、本年度は25日の金曜日の午後に大掃除を前倒して行いまして、夕刻に町長、副町長が各所管を回ってねぎらいの言葉をかけて歩くといった行事をまず予定はしてございます。したがって、28日の仕事納めの日はなるべく有給休暇をとれる体制をとって、遠方より来ている派遣職員は25日終わって26日の土曜日には帰省できるような体制をとっていきたいという形で既に町の体制はとっておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 防潮堤に関しては、かなり現実的には難しいということでもわかりました。

そこで今25日の金曜日の件なんですけれども、とりやすくなっているということですが、1つ伺いたいのは町長どのような、例えば有給あれした場合にどのような、何ていうんですか対応というか心を持って接するのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 12月頭かな、宮城県町村会の会議があつてそのときにそういう話が出ているということですぐ総務課長に指示をして、できれば皆さんに休んでいただきたいということで指示を出しました。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） では端的にお聞きします。（「簡潔に行ってください」の声あり）この20ページ、4目の工事請負費今、前者申しましたけれども、この防潮堤工事大分難航しているようではありますが、この進捗状況と今後の見通しです。見通しは詳しくお願いします。

それから、先ほども出ました26ページの地域復興費、水産加工関係。これは町内には水産関

係者従業員といたしますか、人手不足で悩んでいる方々随分おるようでありますが、その方々これ全部周知したんですか。周知してからのその申し込み状況といたしますか、その辺あたり詳しくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） それでは、現状を申し上げます。19漁港、町の管理しております19漁港で防潮堤をつくるという計画に至っております。それにつきましては、現在設計を行っております。設計とそれから設計ができたところは用地買収のための丈量図の作成等を行っております。それからある程度できてきたものについては警察協議でありますとか、それから国立公園協議、それから保安林との協議、その他の関係機関との協議を行ってきちっと決めた上で、最終的には水産庁の保留解除というふうな手続を経た上でお金を使えるようになるという形になっております。それができると用地買収をして今度は工事をするという形になっております。保留解除は現在2カ所済んでおりまして、これは長清水、それから寺浜の漁港については保留解除もついでに工事もできる段階になっておる。それから平磯漁港についてもただいま提出中で、まだこれはおりてはきておりません。これが大体2カ月とか4カ月とかいうふうにかかる状況になっております。その先ほどから出ております長清水、それから平磯については来年の2月に県のほうに委託をした上で、委託というんですか当町から負担金を払った形で県が工事の発注をするという。2月に県会というふうなことで調整をしております。

それから、私どものほうのやる分については、今現在寺浜、それから藤浜の2カ所については一応今年度中には何とかならないかなというふうなことで考えております。あともう1カ所、水戸辺もできたらというふうに思っておりますが、この辺につきましてはその国との保留解除の状況でありますとか、それから全て議会の議決案件になってまいりますのでそれとの時間的なこととがありますので、ちょっとことはどうかという、難しいところがあるかなというところらへんで何か所がございます。できるだけ来年度には全てのところの発注を終えていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 周知のお尋ねですが、基本これ県の制度への上乗せという形になりますので、制度の周知的にはもう既に県のほうで広くされておりますが、町としても商工会を通じて工業部会の方々に該当しそうな方々に声かけてくれということでの説明もっております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 1つ目、防潮堤であります。今、来年度中には発注したいというような形で、いろいろなその計画を立ててそれで県のほうに発注をする手順で全てやっていくということでもいいんですね。違うの。それじゃあ後で。

なぜこれを言うかっていうと、防潮堤あるいはその河川工事とか道路とか、これに付随するその復旧工事もあるわけですよ。それが進まないために後の復旧工事も進まないというような、何ていうかその障害というかそういうのも今出てきているもので、それで特に漁業者においては今までは支援や補助があったために、その中でいろいろと将来設計を詳しく考える方も多かったわけです。ところが今そのいろんな支援が薄れてきてからに、これ今今後に考えなきゃいけないというようなことでいろんな施設もつくんなきゃいけないと、そのような状況になってきたときに、いろいろその工事がおくれている、これをやりたいんだけどもここができないために邪魔になってできないという、こっちができないという、こういう障害が出てきているもので、できればその辺あたり各担当課と調整しながら、そういうその漁業者あるいはその農業者等々が将来に向けてのその仕事の復旧というものがスムーズに行くように進めてもらいたいと、そういう観点から質問したわけでございます。

それから、水産加工ですが、そうするとこれは今季限りということなんですか。継続、いつまでやるわけ。ああそう。答えてもらうんだけど、これはいろいろほら、さっきも言ったように困っている方々がたくさんいるんで、ここだけで後の方が外れたということでは不公平感が出てくるので、やはりその皆さんが該当するような、そのようなその成り行きで持っていただきたいという、そこなんです。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 状況はよく存じておりまして、漁港の復興工事でも先日ちょっとお話をしたように、その防潮堤ができないので復旧工事ができないということで、例えばその船揚場を工事したいんだけど早くやってくれという話があるんですけども、うちの防潮堤ができないためにできないというふうなことで大変漁港自身、あるいはその周りのところの設計等についても非常にご迷惑をおかけしている状況があるというのは重々承知をいたしております。その辺のところできるだけ早いこと工事も発注して何とかしていきたいなというふうなことで、鋭意努力をいたしておるところでございますのでもうひとつよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） この制度の来年度の事業の継続についても県のほうの状況を確認しております、継続ということのようでございます。町もそうならば同様にと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前者もその宿舎関係の質問が出ました、復興費ですけども。ちょっと確認するんですが、まずは従業員の宿舎の整備事業費の補助で建てた業者さんについては、下のアパート代の補助は出さないという、別ですよ。その確認でした。それでその業者さんがまず宿舎を建てたというその確認というんですか、入居の確認というのはこれは県のほうでするんですか、町のほうでするんですか。例えば要するに目的外使用といいますか、従業員だけ入っているのか、あるいは従業員ではない方も入っているのかという確認は県がするのか、町がするのかという。それでそういった場合に補助金を例えば返してもらうとか、そういった規約とか約束事というのはどこにうたわれているのか。要するに補助金のこの中身、建設する際に補助金を出すという要綱がさっぱりわからないの我々には。町が1,000万出すんでしょ、その中身がわからない。そういうのあるんでしょ、それを出してもらいたい。いやいや、町が。ちゃんとうたってあるんでしょ。中身わからないで、はいはい出しますというわけにはいかないものですから、我々議会、議員としては。そこです。

目的といいますか、なかなかその水産加工業者さんの人手不足ということがあって、それが1つの解決策になればいいなと私も思っております。いろいろと私ども各地区の懇談会多く歩いたんですが、そこで町民の方々の要望はやはり雇用の場をつくっていただきたいという。それで町外あるいは県外に行った息子たち、娘たちも戻ってきてここで生活させたい、しかし雇用できる場がないのでなかなか帰って来れないのが実情だというような強い要望が出されて、その件に関しましてはどなたか一般質問でやられたと思うんですが、そのときの町長の答弁ですとマッチング、求人倍率2.0を超したと言いましたか、物すごい求人倍率ですね、2.0ということになりますと。しかしながら人手不足も今言ったようなものがあるという。その辺をどうマッチングするのかというのが1つの課題であるというようなお話がされましたので、そのどうしたらいいのかということなんです。なぜ人手不足なのかなというところは、何が原因なののかということを経営部としてどう考えておるのか。人件費なのか、労働の内容なのか、あるいは今ここに掲げられている入居アパート、そういった問題なのか。それでこれをやることによって、その人手不足の解消が幾らぐらいになるのか、どう見込んでいいのか、全てが解決すれば私も非常に1,000万が2,000万でも出したい気持ちでいるんですけど

れども、その辺どう考えておるのかです。

それから、シェアハウスといいますか空き家対策、これらもやはりその従業員の宿舎、アパートにもなるのかなという思いも今話しを聞いておって感じました。これも一般質問の中でいろいろと出されまして、この辺も考えてほしいなど。しかしながら、課長さんその地方創生、事業の中でも考えていくという、空き家対策についてはね。そんなお話がありまして、その地方創生の総合戦略創生会議の中でもいろいろと検討していくというようなお話がありまして、それでそのメンバーというのはどなたがなられているのか、創生会議。まだ決まっていないのかどうなのか。それでその担当の方が何かきのうときょうお休みなんですけど、これどうなんですか、いなくてもいいんですかね、この議場に。どなたか補佐か誰か来なくてもいいのかな。これはまた別問題だけれども、いなくてもいいなら最初から呼ばなくてもいいしね。向こうにいて仕事してもらったほうがいいんだから。その辺のところどう考えているのか。

それで、実はこの空き家対策なんですけど、私の住んでいる名足地区なんですけど、近所に空き家があったわけです。その空き家をボランティアの方が今借り受けまして今住んでいます。住民も南三陸町、住所移しまして住民になりまして今地域の方々に溶け込んでいろいろと生活しております。この借り受けた団体、社団法人でありますけど以前からずっと震災後すぐに多くのボランティアを派遣して地域の方々に応援をしている団体でありまして、その代表の方から要望といいますか、来ておるんです。その中で、やはりその空き家を多く活用したい、しかしながら今住んでいる空き家もそうでしたけれどもその補修して、生活ができるまで補修をしなければならぬという。それが少し経費かかりすぎて困っていますと。そういうものに対して町で補助金とかというのはないんでしょうかねって。あるいは、町がその空き家を借り受けて、そして補修をして貸し出しませんかねと。こんな要望があるんで、その辺あたりも考えてほしいなということです。そういったことで、その空き家対策も考えながら従業員の水産加工のね、宿舎ということもいろいろと使い方もあるのかなという感じがしておるので、その辺の考え方がななものかなということです。

復興に向けていろいろと事業がなされておまして、特にこれから交流人口多くふやさなければならぬ観光費ってなるのか、商工費になるのかね、関連になるんですけど、一般質問でもその鉄路の関係でいろいろと町長とやりとりをなさったようであります。町長もなんかきのうは血圧上がったということでね、質問者も大変気にしておるようですけれども。そこで、ちょっと気になったのは、観光客といいますかアンケートをとって7割の方々が大体自家用

車で来たというふうなお話でありました。主に仙台からだ。このアンケートというのは、
いつどういう方法でとったのかなと思うんです。アンケートの実施された時期、それから内
容です。それと、あと50%というのは県外からだというようなお話ですが、その時期と方法
をお聞かせいただきたい。まだまだあるんですが、ちょっと時間の関係で何ぼでも短くした
いと思うので、後の機会にまたやりますが。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 要綱はちょっと今手元にすぐお配りできる準備ができておりま
せん。作業の状況としまして、制度の枠組みは先ほど申し上げましたように県の要綱が今ご
ざいまして、これに町としての上乗せということで町のものに今度は置きかえて今つくり作
業中、法令整備中のございまして、県の要綱はそのままありますので考え方を確認今させて
いただいたところ、そのいわゆる目的外利用を直接に罰するような項目にはできてございま
せん。したがって、いわゆる通念上の町のほうでそういったものが入れれば、それは指導
していくとかということが町としても出てくるのかなとは思いますが、本来的な利用を
指導していくということの中で、建物ができた場合にその2分の1を助成する県の制度にさ
らに町が財源的に補填をしていくという現在のところの枠組みでございまして。

それから、ご案内のとおりこれをつくったから画期的に外から人材を呼べるのかという、い
わゆるその人手不足の解消について並びにその原因というようなところなんです。現状を
申しますと水産会社のほうで、例えば外から新卒の大学生をどんどん雇えるような業種、仕
事があるかというとなかなかそうではなくて、やはりその現場の労働力的な人材が必要でござ
いまして、そういったところの人員的な部分が町内で現在なかなか確保ができないでいる
というようなこととございまして。そういった部分でマンパワー的に直接期待できるところは、
まずもって外国人の方々の利用というのはございまして、それから宿泊費といいますか、そ
の宿舍の宿に係る、住居費に係る分の軽減によって外から人を呼びやすくなるというような
ことでの効果の期待、これはどこまで期待できるかというところは今後の実際やってみなが
らということになるかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） それでは、地方創生の関係でちょっとご質問がありましたので私のほ
うから答えさせていただきます。

地方創生のいわゆる町の総合戦略というようなことの策定のために、今まで地方創生推進本
部会議、これは町のいわゆる管理職全てその本部会議の会議というような形になっておりま

す。その下のほかに総合戦略推進会議というようなのがございまして、これは町内の産業の方々、漁業、林業、商業、それから官の代表として私が入っております、私がちなみにその会長になっております。総合戦略推進会議を5回にわたりまして実施をいたしまして、先日素案がまとまりまして今パブリックコメントの準備をしているという、そういうような段階でございまして。それに関連いたしまして、先ほどの中でいわゆる雇用の問題が出ました。町内の今有効求人倍率が2.0を切ったと申しますか、2.09ですか。ですから実際仕事につきたい人の2倍の求人はあるんだと。実際の問題として、やはりそこで町長が申しました、そこでどういう職種がほしいのかというような部分でのミスマッチが生じているというようなことは認識をしております。先ほど町外から若い方々、Iターン、Uターンの方々が仕事が欲しくてこちらに来たいというようなことではございますが、多分私が感じているところではございますが、町内の水産加工場の方々が欲しがっている方々は、いわゆる労働者の方々。ところが、Iターン、Uターンでおいでになる方はそういう職種ではなくて事務職でありますとか、それ以外の職種だと。そこでミスマッチが生じて求人倍率は高いんですが、実際にはなかなか実現はしないという。そういったことがありまして、1つの例として今回県のほうで水産加工場の宿舎を建てるというようなことになったと思います。最終的には、そのいわゆる人たちがどのような形で流れたかと申しますと、結局地元にもそういう方々はなかなか戻らないでどうしても外国人になってしまうという。それが今の現況だと思います。ただ、先ほど議員のほうから空き家の対策の関係が出ておりましたが、空き家を町で準備をする、あるいはその用意をする、それと同時にやはり雇用の場所としてワンストップでどういう職種につきたいのかというようなそういう仕分けをする場所が必要なんだろうなというようなことは、その総合戦略会議の中でももちろん出ております。ですから、後で議員の皆様にもお示しをしたいと思うんですが、その中ではいわゆるそこをワンストップで一旦受けて、その方々に見合った職種を紹介するそういう場所が必要になるだろうというようなことで、今回の総合戦略の中ではそういうワンストップ窓口をつくらうという、そういう案が出ております。これは、新年度の予算に向けてそういう窓口をつくるというようなことは今から準備をしたいと思いますが、今の時点ではまだその具体案は決まっておられません。そういうことでもございまして、今のところその準備を進めている段階だというようなことでもご答弁にかえさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） アンケート。最知副町長。

○副町長（最知明広君） もう1点でございまして。いわゆる企画の調整監ありません。きのうよ

り体調を崩しておりまして、7月から企画監ということで就任をいただいておりますが、7月以前につきましては企画課長が兼務をしておったというようなことで、もし質問があったら企画課長が対応したいと、そういうことで今回は実際今入院をしておりますので、出てくるのは無理だというようなことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） アンケートの時期。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 8月5日の移動手段のアンケートの部分だと思いますが、バスあるいはそのJRを含めたそのアンケートをとったときに、移動手段として何を利用していますかというところのアンケート項目の中の1つに宮城県外あるいは県内、そういった方々の交通手段として数字が出ているというところだろ思います。（「いつとったんですか」の声）このアンケート、ちょっと何月何日までという正確なところはあれなんですけれども、6月か7月だと思います。去年だっけかな、ことしですか。ことしの恐らく6月か7月ぐらいにとって、8月にまとめたというようなものだと思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 過去の宿舎については、わかりました。ただ、その県の要綱もし後でいいですから、今は時間がありませんから、本来は待つて可決したいと思うんですけれども議長のほうでにらまれていますので早目にしたいと思うものですから。

それと、その下の一人3万円で5人分、1社当たりアパート代ということなんですけど、先ほどその研修生の関係でお話がありましたように、1年目なのか2年目なのかという判断もしなきゃならない、こっちでチェックですね、これ町で出すやつだから。要するに1年目は宿泊費は取らないんですよ、たしか。研修制度では、2年目から最低賃金を払ってアパート代を取りなさいという要綱にたしかなっていると思うんです。海外からの研修制度は、その辺きちっと、1年目なのか2年目なのかということをやらないと最初から請求きますから、こっちでわからないと。そういうことでありますので。

それから、鉄路の関係ですが、そうするとことしの6月か7月ということで。きのうの一般質問、3番議員さんとのやりとりを聞いておったんですが、なんか町長の答弁を聞いているとJRの社長さんが答弁しているんだか役員が答弁しているんだか、そんな感じをちらほらと感じたものですから。その70%が自家用車で来た、何を利用して来たんですかというアンケートでしょう。自家用車で70%の方がだから来た。そうすると我々、この客観的に聞いた場合、JRは余り使わないんだなという解釈になるわけですよ。しかしながら、JR使いたってないんだもんね。何で来たんですかって質問されるとJRって答える人は一人

もいませんよ。ないんだもの。だからいつしたんですかって、震災前の話なのかなって思ったのね。そこをちょっと確認の意味でね。だってないものを来たいって言ったて乗れない。どこまでの。JR、バスで。そのJRそういう意味ね。ただね、きのう町長の話の聞くと鉄路、昔は4時間かかった宮城バス、2時間でJRが出て非常にいいものだと。それで100年も前から地域の方々が要望をし、やっと100年の悲願でつくったんだと。今は高速体系だと、2時間でなく1時間でも行けるというようなお話をされたんだけど。この観光というものの見方、考え方からすればスピードじゃないんですよ。ゆったりとその鈍行に乗って、とこと景観を楽しみながら来るのもこれ観光の1つ。スピードがあるからいいというものではないんだと私は思うので。それでJR、バスで来た方々からお聞きにならなかったのかな。これ鉄路だったらどうだったでしょうねとか、その辺の何は聞いてなかったかな。（「意味がない」の声あり）意味がない、あなたは意味がなくても町民は意味があると思いますよ。そういうことで。

ところでその、町長としてちょっとお聞きしたいのは観光を考えた場合、交流人口を考えた場合、鉄路ですが町長としてですよ、JRの社長の意見でなく、できないは無理だ、無理だってきのう言っていますが、そうじゃなくて、工事費がかさむとか400億とかかかるとかそういうのは抜きにして、この町の町長として交流人口を考えた場合に鉄路は必要なのか必要でないかだけをお聞かせいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 三浦議員も長いこと議員やっていますから、この辺の観光客入れ込みということで実はお詳しいというふうに思いますが、わかった上でご質問だと思いますが、ごらんのとおり鉄路の利用客激減しております。これは震災前からです。そういうことを考えたときに、観光客の入れ込みという観点で言わせていただければ、鉄路あるいはBRTともにこれはそう変わりはないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。9番阿部 建君。済みません、9番議員。ちょっと休憩しますから、暫時。

暫時休憩します。その後をお願いします。再開は3時10分といたします。

午後3時01分 休憩

午後3時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番阿部 健君。

○9番（阿部 健君） 10ページの歳入です。国庫支出金、この公共土木施設災害復旧費負担金。これにちょっと関連をしてこの内容等をお伺いしたいと思います。

説明では、8橋に対する負担金なんだと。寄木橋も8つの中に入っているわけですが、それに関連してこの寄木橋は伊里前の町から行く路線のことを言っているのか、あの橋のことを言っているのか、どこのどの橋を言っているのか、あれだと思うんだけど、あれしかないから。

それで、一体いつの時期にこの工事をしようとしているのか。まだ我々は土地も境界確認はしているけれども、買収もされていないし。先日、幅杭を打たせてくれっていう人たちが2、3日前に入りました。そのような内容になっていますが、45号線が決定されたのかどうか、伊里前のその町中の。現在のその国道の伊里前、町区の進捗状況それらについてお伺いをしたいと。

それから、この歳入の県支出金の中で素材生産売り払い収入、財産収入があります。1,035万。石泉が4.39、立沢6.21という説明がありました。これは間伐なのか全伐なのか、それからこれは南三陸町にも森林経営計画が恐らくつくられてあるんだろうと思います。その計画に沿って今回計上をやろうとするのか、その辺であります。

それから、今度は歳出です。19ページのやはりこの林業費であります。委託料13節素材生産代行委託となるわけですが、これらもその計画に沿ったものであるのかどうかお伺いをしたいと思います。

それから、前者皆さんも質問している26ページの復興費のこの19節負担金補助及び交付金ですが、2社分だというみたいな説明をいただいたわけですが、いろいろ説明しているようですが、そういうことに関連して当初予算で3社から相当の金額、金額は忘れましたが大きい金額で補助をするんだというような3社、そういう予算が計上されてあるわけですが、その後のその進捗はどうなっているのか。まずもってその3件についてご答弁をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） では、寄木橋と寄木線についてお答えをしたいと思います。

ご存じのように寄木線といいますのは、町向の農協の前を歩いていくのが寄木線でございます。その手前ちょうどマキノ自動車さんの付近にあった橋が寄木橋になります。今回その2つを復旧をするということで、2つに分けているわけは国の補助事業上、橋と道路の分が

別々の予算立てになっていますので2つの名称を使わせていただいております。町の計画といたしましては、できれば寄木橋について下部工、橋台でございますけれども橋台をできれば年度内に発注をしたいというふうに考えております。というのは、県のバック堤等の工事を考えますと最初に橋台をつくらないとバック堤の工事が進まないという点がございまして、いろいろまだ県と国道の中で協議が整わない部分はございますけれども、まずもって町が最初に工事をしたいというふうに考えているところでございます。

それから、45号線の状況でございますけれども、バック堤それから45号線かなり近接をして工事をするというので、当然工事期間中は工事用道路を別に設定をしなければならないという状況でございます。ただいま県と国においてその工事用道路のあり方について盛んに協議をされているという状況でございます、それが決定次第、実際バック堤それから国道の工事に入っていくものと考えてございます。

それとちょっと順序逆になりましたが、寄木橋の用地につきましてはバック堤の用地内に入りますので、この辺の関係する用地買収については県で行うということになってございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） この水産加工業従業員宿舎に関連して当初予算での大きい金額補助金ということでございますが、水産業協同利用施設整備事業のことかと思われましますのでそれについてお答えさせていただきますが、現在繰り越されてきた事業費で3社とお話いただきましたが実際全部で5社ございまして、うち3社は完了いたしまして残り2社が完了に向けて着々と事業が進められているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 12ページの関係でございますけれども、素材生産の売り払い収入、それから19ページに係ります委託料の関係でございますけれども、こちらにつきましては森林経営計画に基づいての素材生産事業ということになります。その内容につきましては、間伐材によるものでございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 健君。

○9番（阿部 健君） この歳入の最初に質問した寄木橋関連での、私は45号線の法線が決定したのはということを知っているわけですが、それについては答弁がありませんのでもう1回答弁を願いたいと思います。

防潮堤、それから45号線がはっきりしなければ、あの伊里前のまちづくりのときに進まないんです。そういうような観点から歌津地区にとっては重要で急を要する事業でありますので

伺いをしているわけです。

それから、12ページのその素材生産売り払い。計画に沿ってということ、計画に沿っていると。計画に沿ってあれば、なぜ当初で計画これをとれなかったのかということなんです。それから、当初とるべき、施業計画ということになれば。今になってたまげたような、補正で計上するなんていうのはちょっとおかしいんじゃないかと、そういうふうに思います。

それから、関連になりますが現在のこの木材価格の動向等ですね、松くい虫がいろいろ皆さん心配して質問しているが、マツに食われたほうがいいような値段、こういうような感じですがけれども、全くその値段が低迷している。一体幾らするのか、現在の値段が松、杉。それから、その補助率。間伐の場合、全伐の場合の補助があるんです。それらが、個人であれば2段、3段切っても補助もらえないんですから、恐らく1町歩以上はその基準があるんでしょう。その辺の内容について説明を願いたいと思います。

それから、25ページのその水産加工業者その2社というような説明が総務課長あったようですが、それは違うのか、当初に予算とった補助金の関係、それは私の勘違いなのかな、そんなことはなかったかなと思うんですけれども。当初3社で、ちょっと忘れましたが相当1社に対して6億とか8億とか相当の金額だったわけです。その3社の進捗状況が計画どおりに進んでいるのかどうかということをお伺いしているわけです。それについてもう1回お伺いをしたい。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変失礼しました。答弁漏れがございました。

45号線については、法線は決定をしております。おくれている理由といたしましては、先ほど申しましたとおり1つは工事用道路、それから河川と隣接をするというので河川との取り合い、どこまで河川で工事をするのか、それから国道側でどこまでするのか、それによって買収する線が変わってくるということでございますので、今はそこを詰めているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） それでは、森林経営計画に基づいてのその素材生産事業なのかということでございますけれども、議員さんもお存じのように防集団地の造成等が進み、あるいはそういう造成工事が進む中で住宅再建というのが本格化してきている状況でございます。そういったことから住宅建設等のその復興需要に備えて南三陸産材を市場に供給するという事とともに、森林保全をすべく今年度から実施されている

その県の補助事業、有利な補助事業もございまして復興木材供給対策間伐推進事業という事業を使いまして素材生産を追加して実施するものでございます。また、ご存じのように10月にはF S Cということで、そちらの認証も取れたということで、そういうことからその市場のほうにそういう材を供給するということでも、計画の若干その見直し等も含めまして素材生産ということで追加しての提案ということでございます。

それから、その値段ということでございますけれども、まず杉のほうですけれども今回の場合は、石当たり3,000ちょっとということで見ておりまして、それから松のほうは2,600円程度ということで見込んでおります。通常よりも若干杉のほうは高いようなこととございますけれども、その材がL V L材ということでその特殊な材として出すということで、その高目の設定となっているところでございます。

それから、補助率につきましては通常の素材生産事業ですと、今回は900万円程度なんですけれども通常ですと約半分程度の補助率でございます。今回その一律に何分の1という率ではございませんけれども、そういう有利な補助がございまして900万円の補助のもとに行う事業ということになってございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 2社、3社というお話ですが、まずもってお答えしているその金額の大きな水産加工事業に係る予算というのは、一般に言われる8分の7事業というふうに前置きしてお話しましたが、それは今回のこの事業とは全く別な事業であることをまずご理解をいただいた上でお答えをさせていただきたいと思いますが、今年度議員さんが事業の進捗どうだと聞いていただいている部分というのは、平成26年度に認定をいたしまして、それを明許繰越として27年度に持ち越した事業が全部で5社、5つの事業者に係る分がありまして、進捗といたしましてはそのうちの3社が完了いたしました。残りにつきましても計画に沿って進められているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 健君。

○9番（阿部 健君） その寄木橋の関連の国道45号線、これが決定されたというようなことなのですが、その工事はいつ入るのか。幅杭は打つから立ち入りの許可をしてくれているという通知がみんな回ったようではございますけれども、果たして年内に買収が済んで工事に着手する予定なのか、それともその辺がまだ未定であるのか。非常に急ぐような内容でありますので、その辺わかっている範囲で答弁をしていただきたいと思います。

それから、参事、答弁ね。私は施業計画に沿ってやっているだから当初でいいんじゃないか

と。当初でとるべき、当初で計画を立てるべきじゃないのかという質問。それについては、いろいろ今回は有効な手段があったのでというみたいですが、やはり計画どおりに進める必要があると。今個人では、木売る人ないんですから、個人ではね。伐採と搬送でなくなってしまう。補助まで食い込んでしまうようなそんな状況。そのような中ですので、ただ計画をしてもやはりその時代時代で計画どおりにやらなければ絶対だめだというわけでは私はないだろうと。やはり市場の相場等もにらみながら進めたほうがいいと思いますよ。私はそう思いますよ、今なんで。

それからやっぱりこういうものを提案するとなれば、本当は石泉のこの辺だとか、あの辺だとか、やはり本当は地図とかそういうものを示していただければわかりやすいですよ。今後はできればそういうふうにしていただきたい。あなたもこれからですから、これから偉くなる方だから、そういうことを上手に進めたほうがいいと思います。

それから、水産加工は今回のこの加工従業員宿舎の私は最初から関連って言っているんだから、繰り返してんだ。関連で言っているから、関連で聞いているの。5社だと、5社が認定されたんだと。26年度に認定されて、それで3社が済んでいるという。2社が今着々と進んでいるというわけですが、その2社が年度内に決まるのかどうか。27年までの債務負担でしょう。その辺がいかげんなものになっているのか伺います。

それから、今その前者もお話があったように、なかなかこの水産加工を従業員の方が全く少なくなってきた、そのような中で町としてどういう対策、対応を考えているのか。宿舎を建てて、工場建てれば従業員がどこからでも来るんだというそういう時代ではありませんので、その辺はどういうふうを考えているのか。その工場が完成されたその暁には、従業員が間違いなくそれさ入れることができると思うのか思わないのか。現時点での考え方、課長としてどういうふうを考えているのか。当てのないことを補助出しているわけではないので、その辺のもしそれらの考えがあるとすればお答えを願いたいと思います。あと3回ですので、やめますから。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 議員さんご指摘のとおりでございます。

私も説明不足といいますか、足りなかった部分があったかと思えます。県のこの事業が来年度以降も続くかどうかというのがちょっとわからないといいますか、今回限りになるのかそういう状況でのちょっと活用ということもございましたので、その辺はご了解いただければなというふうに思っております。

それから、ちょっと後になりましたけれども場所につきましては、石泉ということなんですけれども樋の口の林道石泉線でございます、樋の口の山内孝三氏宅からその鈴木定一郎さん宅に向かって奥の山林ということになってございます。

それから、志津川の立沢のほうにつきましては、県道志津川馬籠線を磯の沢から約3キロメートルぐらい入ったところの山林でございます、また清水方面からお話申し上げますとその三陸道の現在工事している出入り口付近から入った奥の山林ということになってございます。

それから、図面のほうは足りなかったということで今後はそういうふうにさせていただきたいと思います。どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） では私のほうから、伊里前の国道45号線絡みの整備についてお答えいたします。

国道45号の法線が決まったというのは建設課長が話したとおりでございます。今考えているのは、今ある45号線を生かしながら工事をするんですけれども、いずれ45号新しい法線をつくるときはその今走っている45号線の上につくらなきゃいけないものですから、いずれ仮設道路というものをつくらなければいけないということになっています。それについて伊里前の左岸側をいくのか、右岸側をいくのか、あの辺国道45号線の工事だけじゃなくて川の工事、防潮堤の工事、あと町の寄木橋の工事、あと当課担当の工事ございますので、その辺調整してどうやったら一番早く進むのかなということで今左岸側のルートと右岸側のルートを検討している状況でございます。また、担当課、担当者、関係者集まってどちらにするかという協議まだ続いてございます。決まりましたら地元の皆さんにいつごろから工事入って、どの辺の仮設ルートを通してやるかというのはお知らせをしたいなというふうに思っております。

また、幅杭がうだつてあってということなんですけれども、その辺についてはちょっと私いずれどちらのルートになるかというのが決まりましたらご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 8分の7水産加工共同利用施設のほうのおくれているといえますか、まだ未完成の2社の部分ですけれども、全く課題がないわけではないものですから、議員ご心配されるところは担当課としても少し事業の推進に町としても指導に入りながら順

調にいくようにこれから努力を進めてまいりたいと思います。年度末に向けて努力したいと思います。

それから、この施設を整備することによってその従業員確保の確実性という部分につきましては、先ほども申しあげました沿岸部全域に共通する難しい状況の中でありますので、とはいえ近隣の市町村、気仙沼、石巻、女川のほうでも同じような制度を導入して誘致に努めておりますので、当町も同様に制度を導入しながら効果を出せるように担当課といたしましても努力してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第172号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、14日午前10時より本会議を開き本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、14日午前10時より本会議を開き本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時38分 延会